

世界の児童と母性

海外福祉情報

*MOTHER AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD*

*CURRENT
OVERSEAS INFORMATION*



第26号

1989年4月

目次

●特集●東南アジアの家族の変動と子どもたち

韓国の社会・家族の変動と子どもたち……………尹 基	2
台湾・高雄市立海青工商高校における「人作り」の新しい試み……………林 顕茂	7
シンガポールの家族と子どもたち……………リンダ・コオ	12
タイの社会・家族の変動と子どもたち……………秦 辰也	16
開発のはざままで犠牲になる子どもたち—フィリピン共和国の場合— ……小林 毅	21
マレーシアの社会の変化と子どもの教育……………西野節男	26

解説 / 国際連合児童権利条約の成立に向けて……………福田垂徳	31
インドネシアにおける児童福祉事業……………ジスカ・ロカンディア	36

トピックス / 中国の1人っ子家庭の課題……………林 暁光・葛 慧芬	41
グマイナー・アカデミーを訪問して……………平井信義	45

施設の横顔 / オランダ単身婦人、未婚の母、シングルペアレントの居住型施設 長畦すめる	48
中国児童少年活動センターと少年宮……………堀 利雄	53

国際会議 / 1988ストックホルム・ソーシャルワーカー国際会議から…………… 筑前甚七	57
--	----

●編集後記……………田村健二	59
----------------	----

韓国の社会・家族の変動と 子どもたち

尹

基

韓国社会福祉法人共生福祉財団 理事長

はじめに

韓国における現代産業社会の成立過程は、家族制度や機能面で多くの変容過程を歩んできた。一般的に伝統社会は大家族制度で、家父長中心の権威的人間関係を形成しているが、現代社会は核家族制度で、夫婦中心の平等な人間関係を形成している。伝統的家族制度では、大家族間の相互扶助を通して、経済的不安、家族内葛藤を解消してきた。しかし、核家族制度の現代社会では、このような問題解決が不可能になり、これに対する社会的対策が要請されている。

前近代社会では、家族の生活・福祉に必要なすべてを大家族の中で充足することができたが、社会の現代化によって、家族の機能は変わった。

生産機能は企業体に、医療保健機能は病院や保健所に、児童、老人、障害者扶養は社会施設に、文化娯楽機能は文化施設に、その他、経済生活、家庭生活の安定は、社会制度的な機関や施設を利用しなければならなくなった。伝統社会の家族がもっていた倫理や価値感と社会の諸条件は大きく変わり、特に、家族の機能、役割、家族関係等が大きく変化するなかで、現代社会の家族は、今、大きく揺れ動いている。

現代家族の特性である個性の尊重、家族間の平等、

女性の社会進出、倫理や価値感の変化、核家族に伴う情緒的不安定、性役割と性道徳の変化は、夫婦の問題、子女の問題、老人問題、嫁姑問題、不安定家族(欠損家族、離散家族、母子家族)の問題等、伝統から現代に移る韓国社会に大きな問題を提起している。

ここでは、相対的貧困、過熱教育、未婚母と棄児問題を取り上げてみたい。

1. 相対的貧困

1962年に始まる経済5ヵ年計画により、韓国経済はめざましく成長した。韓国の成長実績は、最も急成長した日本をも上回り、工業化率(国内総生産に占める工業生産高の比率)、投資率(国内総生産に占める総投資額の比率)は、産業革命以後西欧先進国が200年で築いたものを、わずか20年で達成した。

日本の植民地支配のもとで悲惨な忍従を強いられた日帝時代、そして、すべての資産を失った激甚の韓国戦争の時代を経て、5千年来の宿命的貧困から解放され、韓国は今、歴史上初めて、大量に物をつくり大量に物を消費する豊かな社会の到来に湧いている。しかし、その一方で、急速な経済成長は、その急成長ゆえにさまざまな社会問題を生んだ。

●人口の都市流出とセマウル運動

第1次経済5ヵ年計画(1962年～66年)では、工業は年平均7.8%成長したが、農業は5.3%の成長にとどまった。第2次経済5ヵ年計画では、さらに格差は拡大し、工業の年平均10.5%に対して、農業はわずか2.5%にすぎなかった。

個人所得では、1962年の農家所得は都市労働者の71%だったが、1971年には61%に下落し、特に、所有地が1ヘクタール未満の多くの農民の所得は、都市労働者の50%にしかならなかった。

都市・工業への偏重は、水が高い所から低い所へ流れるように農村から都市への人口流出を招いた。1950年には、農村人口は全人口の70%あったが、1971年には46%まで減少した。

これに対して、1971年、故朴大統領は「勤勉、自助、協同」をスローガンに、都市と農村、工業と農業のバランスのとれた国づくりを旨とし「セマウル運動」を提唱した。政府は、政治基盤の一つである農村部の再編成、中堅指導者の育成と、工業製品の内需拡大を農村部に向けることによって、商品のほけ口と農村の活性化を実現しようとした。橋や道路の建設、公共施設の拡大、公衆衛生設備、共同農場経営などを推進し、装いを新たに若手を引き止め、農村部のリーダーに育てた。

しかし、1980年代に入って、農村・漁村への政策失敗は、農・漁民に天文学的な負債を抱えさせることになり、1989年1月、ソウル国会議事堂前で繰り広げられた暴動は、その深刻性を訴えている。そし

〔表1〕1人当たり国民所得と所得分配('85)

★単位=ドル、分配は%

国名	国民所得 (ドル)	年	最低 分位 20%	第2 分位 20%	第3 分位 20%	第4 分位 20%	最高 分位 20%
韓国	1,830	'76	5.7	11.2	15.4	22.4	45.3
日本	9,452	'79	8.7	13.2	17.5	23.1	37.5
香港	5,900	'80	5.4	10.8	15.2	21.6	47.0
アメリカ	14,565	'80	5.3	11.9	17.9	25.0	39.9
イギリス	7,156	'79	7.0	11.5	17.0	24.8	39.7
西ドイツ	8,950	'78	7.9	12.5	17.0	23.1	39.5
オーストラリア	9,196	'75-'76	5.4	10.0	15.0	22.5	47.1
ベネズエラ	2,519	'70	3.0	7.3	12.9	22.8	54.0
ハンガリー	1,722	'82	6.9	13.6	19.2	24.5	35.8
ユーゴスラビア	1,850	'78	6.6	12.1	18.7	23.9	38.7

総家計所得が低い順に分類されたグループの、総可処分家計所得中に占めるシェア。参考資料<世界開発報告>

て、都市においても、持てる者と持てない者の差は広がる一方で、人口1千万のソウル市では低所得者対策で頭を悩ましている。

この2月、ソウルで起きた貧困家庭の『3姉妹の毒薬自殺』は新聞にも大きく取り上げられ、国民に衝撃を与えた。小学校の修学旅行にも行かせてもらえない家の貧しさを苦に、自分たちさえいなければ、両親と末の弟の3人だけなら生活できると考えた長女が、妹2人を道連れに猫いらずを飲んで自殺を図った。3女は命を断ち、入院中の長女と次女は精神的ショックで口もきけない。「私たちにも家があり、ビデオと自動車があったら……」長女の日記にそう記されてあった。

社会の一流病に傷つき、現実とのギャップに苦しむ長女の思いが凝縮されている。(表1参照)

2. 過熱教育

今日の韓国を支えている力は、高い教育水準である。「人はソウルへ、馬は済州島」へと古来からのことばがあるが、教育施設、設備が整うソウルに学生は集中した。学生による政治、学生による文化、学生による社会と言われる程、学生のパワーは大きな影響力を持っている。しかし、今のソウルは、大学入試のための過熱教育のために受験地獄の戦場と化

〔表2〕日本と韓国の生徒・学生の勉強時間

	●平日		●日曜	
	日本	韓国	日本	韓国
小学生	7時間08分	6時間22分	1時間22分	1時間53分
中学生	9 23	9 03	3 40	4 17
高校生	8 35	9 38	3 30	5 11
大学生	5 17	6 08	2 10	2 45

(生活時間の国際比較) 放送研究と調査1987.6より

している。「3時間寝れば合格、4時間寝れば失敗」と言われ、受験生をもつ母親は寝食を共にして応援する徹底ぶりだ。再修生(日本の浪人)が通う予備校も入学がむずかしくなっている。

なぜ、ここまでするのか?

例をとってみると、韓国の経済を代表する財閥グループの人事採用は、血縁、地縁、学閥を重視し、経営陣は一族で固めている。韓国では、一流大学校(大学校は日本の総合大学)、大学院卒は将来が約束されている。(表2、表3参照)

3. 未婚母と棄児

儒教的価値感の低下、産業化に伴う雇用機会の増大、交通、通信の発達、人口移動による都市化、核家族化は相互扶助能力を減少させ、未婚母、棄児、

〔表3〕大学入学志願者に対する再修生(浪人)の比率(70~89年度)

学年度	志願者	在学学生	再修生	比率(%)	大学定員
70	120,580	74,925	45,655	37.9	46,300
73	182,688	118,211	64,477	35.3	53,310
74	194,916	130,734	64,182	32.9	56,580
75	223,159	156,485	66,674	29.9	57,950
76	253,677	177,466	76,211	30.0	60,555
77	290,233	196,735	93,498	32.2	65,750
78	319,833	202,649	117,184	36.6	76,410
79	400,025	259,539	140,486	35.1	182,495
80	501,515	317,606	183,909	36.7	205,835
81	575,130	357,809	217,321	37.8	305,190
82	591,727	389,195	202,532	34.2	323,678
83	674,198	426,568	247,630	36.7	327,368
84	687,651	439,551	248,100	36.1	328,936
85	725,859	459,325	266,534	36.7	314,517
86	713,521	473,201	240,320	33.7	311,044
87	732,931	502,115	230,816	31.5	306,824
88	765,604	509,265	256,339	33.5	296,820
89	803,140	528,960	274,180	34.1	307,120

韓国日報 1989.1.22掲載より

迷児の問題を生んだ。現在、年間1万名を超える棄児が発生している。

(1)海外養子縁組

保健社会部(日本の厚生省)統計によると、1950年以降1988年末までの海外養子縁組は116,222名にのぼる。このうち73,407名が米国で、全体の63%を占め、フランス9,672名、スウェーデン7,310名、デンマーク7,190名と続く。特に、米国国務省移民統計によると、米国の家庭に養子縁組された韓国の子どもの数は、1987年に5,749名あり、米国の海外養子縁組の60%に及んでいる。米国が多いのは、米国に養子を求めている家庭が多いからだ。現在、200万名の夫婦が養子縁組を申し込んでいるが、1年間で海外から来れる子どもは2万名。100対1の割合である。

韓国では、経済条件がよくなった1980年代から、海外養子縁組はさらに増加している。遡って比べてみると、1950年代の6・25動乱(韓国戦争)で戦争孤児が発生した1960年代、その10年間は7,885名であったが、1980年～88年末まで、その数は62,312名を記録し、8倍の増加をみている。

(2)国内養子縁組

これに対して、国内養子縁組は、1980年～88年末までで27,129名で、海外の半分にも及ばない。特に、1980年始めまで年間3千名を超えていたのが、1985年から漸次低下し、88年末には2,324名になった。

保健社会部は、その低下の理由を伝統的血縁中心の家系継承観にあると分析している。不妊家庭で、子女を得る目的の養子縁組が66%、家系継承の家庭和合が15%、児童福祉のためという動機は2%である。家系継承がその目的であるために、養子に対する養

父母の要求は多く、血液型、姓氏、健康、容ぼう、知能の他、親の背景が不明確であったり、健康上の問題がある場合には、国内養子縁組はむずかしいのが実状である。性別をみても、男子を大切に考える考え方を映して、海外養子縁組の3分の2が女の子である。

(3)未婚母の個人的特性

韓国にある民間海外養子縁組機関の一つ、HOLT児童福祉会の82年度セミナー報告書によると、同年の未婚母相談件数は1,281名で、そのほとんどが女の子である。

(ア)未婚母の年齢

21歳～25歳……55%	16歳～20歳……20%
26歳～18歳……18%	その他……7%

(イ)教育水準

高校卒……34%	中学校卒……32%
国民学校(日本の小学校)卒……21%	

(ウ)家族状況

欠損家庭出身が46%、そのうち母子家庭が20%含まれる。

このように、未婚母の過半数は低学歴で恵まれない家庭で育ち、親元を離れ、低賃金の職場で長時間働く女性たちであると発表している。

(エ)未婚母が子どもを放棄する場合

無計画妊娠で子どもを持つ意志がない場合	……64%
未婚父または子どもの父と結婚できない場合	……23%

以上のような理由で相談に来る未婚母1,261名のうち、46%は子どもを養子縁組に出すが、残りの54%は、未婚母の社会的、経済的、心理的困難な状況

にもかかわらず、子どもを育てる場合と、実父の行方不明で親権を放棄し、未婚父母サービスができない場合とみている。(表4、表5参照)

〔表4〕年度別棄児、未婚母、養子縁組の現況

年度区分	棄児	未婚母	海外養子	国内養子
80	8,500		4,144	3,657
81	9,138		4,628	3,267
82	11,587	7,500	6,434	3,298
83	12,114	9,518	7,255	3,004
84	11,430	10,142	7,924	3,000
85	14,230	10,383	8,837	2,855
86	13,887	12,035	8,680	2,854
87	13,304	12,460	7,947	2,382
88	9,136	12,504	6,463	2,324

韓国保健社会部統計より

〔表5〕類型別養子児童の数

計	私生児	施設 収容児童	心身 障害者	欠損家庭
7,947	4,562 (57.5%)	1,685 (21%)	1,009 (12.8%)	691 (8.7%)

韓国保健社会部統計より

おわりに

韓国の社会福祉サービス事業は、いまだ総合的、体系的な発展が成し遂げられていない。その大きな要因は、30%を超える国防費にある。

1940年代は、日帝によってつくられた朝鮮救護令で救護施設を運営してきたが、米国政策下、米国式社会福祉事業が部分的に導入された。

1950年代の混乱期には、孤児、未亡人など急増した戦後要保護対象に対する収容保護中心の事業を柱に、育児院等社会福祉施設の急増とともに、外国民間援助活動による各種救護が主流を占めていた。

1960年代には、法律的体系をつくり、施設に対する政府支援が開始され、施設以外の社会福祉事業の胎動が始まり、経済の高度成長と外国民間援助活動

の減縮は、社会福祉事業に対する支援が国内化した1970年代に入って、保護水準の向上につながった。しかし、この時期においても政府財政に占める社会福祉事業支援予算は微弱で、相対的に民間活動に支えられてきた。

貧困問題がクローズアップされ、未婚母、離婚率増加、勤労女性の増加に伴う要保護児童の増加、後天的障害発生の増加による障害者福祉のニーズが増え、高齢人口の増加等、80年代の社会福祉需要は拡大した。

1980年に、児童福祉法は改正され、翌81年制定された心身障害者福祉法、老人福祉法によって社会福祉サービス事業は制度化された。

恵まれない児童、障害者、母子世帯、そして老人など、経済的生活の支援を要する対象に対して、社会福祉事業の立場から、まず問題発生予防事業を制度化し、問題予防と指導のための相談事業を強化し、地域社会単位の問題解決を目的に、総合社会福祉館を設置運営して、各種社会福祉施設の運営を支援し、施設を拡充することによって施設収容者のリハビリと自立を強化しようとしている。

児童福祉においては、幼児保育制度を改善し、託児施設を画期的に建て直し、保育教師の資質向上と処遇改善で専門人材を確保し、保育プログラムを多様に開発している。そして、その一方では、恵まれない子どもの保護事業の充実化と、非行少年発生予防および不遇児童結縁、精神薄弱児の自立策が講究されている。

韓国にとって、最大の福祉は戦争予防であり、最大の課題は南北統一である。

特集・東南アジアの家族の変動と子どもたち

台湾・高雄市立海青商工高校に おける「人作り」の新しい試み

Lin
林Hsien
顯Mao
茂

高雄市立海青商工高等学校校長

1. はじめに

ココやしの木茂る常夏の国——台湾の南の端の高雄市にあって、武骨な海軍基地の左營に隣り合っているながら、熱帯植物と色とりどりの花卉に埋もれた芸術ムードのブンブン漂える、ちょっと風変わりな高校、この学校のずばぬけた創意による青年らしい青年の「人作り」のアイデアは、この目で見たところ、確かに、もう着々と実りつつあるように思われるから、ぜひ、そのご状況、ご抱負を広く、みんなに教えて頂きたいなあ！——まあ、これが先般お立ち寄りになって、ご参観、ご指導してくださった東洋大学教授、田村健二先生の偽らざる述懐であった。実は、この田村先生のご推薦によって寄稿したわけである。

2. 沿革と環境

本校の前身は私立海軍子弟学校であった。1981年8月に、高雄市政府によって接収され、新たに市立職業高校として筆者が初代校長に任命された。本校は半世紀にわたる栄えある歴史と伝統ある学校として、新しく発足したわけである。

本校の位置は、高雄市の北方の左營大路1号にあり、本校の前を幅60mのメイン・ストリート（中華

一路）が市内中心地帯に通じていて、交通は至って便利である。前後に山あり海あって、空気新鮮で閑静な環境の中で、生徒の勉学には、この上ない理想的な職業高校と言えよう。

3. 現況のあらまし

国家の経済発展と地方建設や商工業発達の必要に応じて、本校のカリキュラムは、概ね下記のような営造建築類、美術工芸類、情報関係類の3類、10学科に分かたれ、適切に分科されている。

(1) 営造建築類は、当市未来の国民住宅や民間住宅の建築と公共施設や新団地の企画発展に必要な土木、建築、測量、家具製作などの人材を養成する。

(2) 美術工芸類は、当市未来の商工業発達に必要なインテリア・デザイン、商品設計、陶芸などの技術人材を養成する。

(3) 情報関係類は、コンピューターのハードやソフトなどに関係する人材を養成する。

以上、全日制は47クラス(2,128人)で、定時制はみな夜間部で42クラス(1,903人)である。教師は172人、職員は42人、合計214人(男136人、女78人)で、教職員の平均年齢は30歳台で、若々しさがみなぎっ

ていて、皆やる気満々である。

校地の面積は5ヘクタールぐらいで、余り広いとは言えない土地なので、立体的利用として、一般教室60室の外に、5階建ての豪華な実習ビルが6棟(情報、営建、美工、家具、電子、経営)建てられ、それぞれ専門分野の実験と実習の研究室が設けられている。また、図書館は本館以外に、別々に営建、美工、情報各類の分館が設けられ、視聴覚教室をも兼ねている。外に、実習銀行と実習商店が設置され、マイコンは250台も備えてある。

本校は日本マブチモーター株式会社と産学協同のシステムで、微小精密モーターの生産をしている。

4. 「人作り」の構想と実践

(1) 「人作り」へのアプローチ

職業高校の教育目標は、むろん、経済発展と国家建設に必要な技術人員を養成するところにあるのは言を待たない。すなわち、学識と技術を備えた、能力ある、使える職人(craftsman)とか技術者(technician)とかエンジニア(engineer)を訓練育成するのである。

しかし、単に、それだけでよいのかと考えさせら

れる。人を育成するには、もっと、もっと基本的、根本的なものを考えるべきではなからうか？教育の理念(educational philosophy)として、いったい、どんな人間を作っていくのか？

もっと「青年らしい青年」また「人間らしい人間」の「人作り」をするには、少なくとも真・善・美の境地に達していなければならないと思う。そのためには、すべての教育施策が愛に基づくものでなければならない。また同時に、生徒の自尊心と荣誉感を育て高めてこそ、優良純朴な気風がで上がる。受動的に言われてからするのよりは、何でも自主的に自ら体験し、誇りをもって努力実践するのが望ましい。

そして、強力なリーダーシップをとって、学校全体が打って一丸となり、この最高の目標に向かってチームワークがとれていなければ、「人作り」と言っても、そんなに簡単にできるものではないと思う。

(2) 真・善・美の「人作り」の構想

まず、その定義について考えてみると、下記のように言えるのではないかと思う。

①「真」(truth)とは「真実な知能を学び、真の道理をわきまえる」ことであり、「虚偽」を棄て去り、「誠実」と「真理」を呼び戻す。

この世には、余りにも「偽り」「うそ」が多過ぎて人間は、なかなか「真実なこと」を言わないものである。

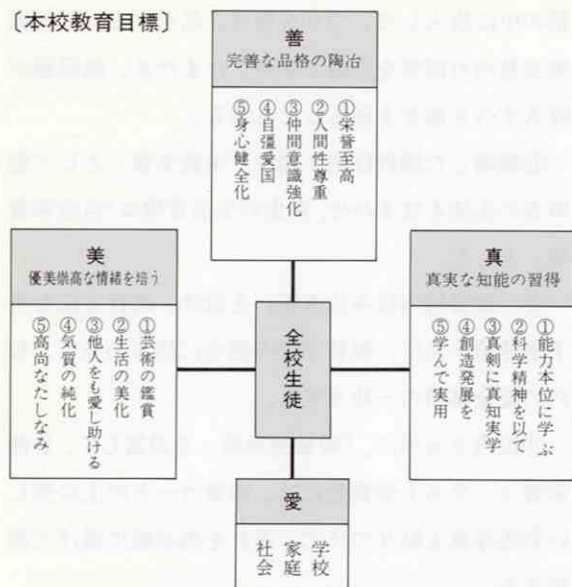
教育の方法として、まず能力本位に学び、科学的的精神をもって創造発展をはかり、真剣に真知を学ぶとともに、真情に基づく人間関係(human relations)を打ち立てる。

②「善」(good)とは「完全無欠な品格を陶冶するよう努める」ことであり、「悪徳」を棄て去り、「善行」



高州市立海青商工高校全景

〔本校教育目標〕



を奨励し「平和的な人間性」(peaceful humanity)を呼び戻す。何事も「ベストを尽くして、人を援助するのを潔し」とする。

教育の方法として、名誉を重んじ、人間性を尊重し、仲間意識を高め、道徳を実践し、心身の健全をはかり、よりよき社会を作る。

③「美」(beauty)とは、「美的センスを高め、優美な情操と崇高な気質を培う」ことであり、「醜悪な行為」をいやがり、自然美(natural beauty)を呼び戻すか、または、「美的デザイン」を施す。この世には、余りにも、人心と環境が汚染されていて、すべて、美化(beautification)が必要となる。そして、人格を高尚化し、理想を高め、公害をなくし美化、純化(purification)及び緑化(tree-planting)などによって、生活のクォリティを向上させる。

この全人教育(all-round education)に不可欠の真・善・美の教育理念を実現するためには、学校と家庭

と社会の3方面の密接な協同体制が必要で、学生を主体にして愛の教育を施すべきである。

(3)本校における「人作り」の実践の試み

1. 「愛の教育を施す」下記のさまざまな実践によって、教育愛を發揮する。

①まず、師弟間の時間的、空間的間隔(the distance between teacher and pupil)を縮小するため、教師は各教科別に事務室や研究室を分散させて、随時に、手近で、生徒の世話や指導ができるようにする。

②校長や各科主任とクラス担当者は、順繰りに各クラスの生徒と昼食を共にする。

③各クラスには、それぞれクラス担当を2人設けて、各々半数の生徒の個別指導を受け持つ。

④通り一遍の週記の書き方を改めて、毎週、もっとも楽しかったこと、残念なこと、感動したことなどの経験や感想を自由に書かせて、生徒の真の「心の声」を聞いて、教師がタイムリーに応答や指導を与える。

⑤生徒の賞罰についての公表は「賞」は堂々と名前を掲げ、「罰」は学号に止め、氏名を明かさない。定時制(補習学校生)の制服に「補」の字のレッテルを付けないのは、そのコンプレックスをなくすためである。

⑥「榮譽アルバイト制」を設け、家計貧困者を援助して、実習銀行や実習商店や教職員事務室で仕事させ、日・夜間部おのおの反対に仕事させて、その報酬としての手当を支給する。

⑦「クラス手入れ員制」と「机と椅子保管使用制」によって、3年間各人とも一机(椅子)を責任をもって保管し、破損ある時は手入れ員に修理を依頼し、身の回りの一物一具を大切に使い、それを愛護するのがねらいである。

⑧「一人一木制」によって、各人必ず校園に樹木もしくは草花を1本栽培する。大自然の生命のあるなしにかかわらず、これを大事に扱うのが人類愛を超越した生物愛に繋がる。

2. **「栄誉制度をおし広める」**「誉れ高き海青の人」は、本校生追求の最高理念のシンボルである。

①徳・知・体・群育と技芸の成績優等、甲等なものには、「栄誉徽章」と「栄誉メダル」が授けられ、点数は累計される。

②「クラス栄誉奨牌」受賞クラスは、学級札の上に「栄誉クラス奨牌」をとりつけ、毎日朝会の時には、クラス旗と栄誉旗が全校生の注視の中で、はたはたと掲揚される。

③各クラスの申し込みによって「栄誉試験制度」を許し、試験時の教師の監督を省く。この監督ぬきのシステムは自由申請に任せる。この時点で、全校のおよそ3分の2のクラスが加入している。

④「栄誉図書館」を設置し、書籍の借用手続を一切、栄誉制のセルフサービス式に切り換え、ロボットすらいらぬ図書館となり変わった。

⑤「栄誉販売店」には、セールスマンを置かず、30元以下の学用品やパン類などは、自動的に定価額を



古典色豊かな図書館に向かう生徒たち

箱の中に投入して、つりを取り、品を取る。毎日誠実交易の信頼度を公表するが、たまたま、実取額が収入すべき額を上回ることもある。

⑥租借した国民住宅7間は「栄養学寮」として他県市の生徒を住まわせ、寮生の生活管理は「自治栄誉制」とした。

⑦「栄誉校内住み込み制」を設け、品行方正な男子生徒若干名に、無賃で校内宿舎に住まわせて、校内の安全維持の一助とする。

⑧校内2ヵ所に、「栄誉掲示板」を設置して、各種栄誉コンテスト受賞生には、栄誉カードの上に美しい彩色写真を貼りつけて、それを掲示板に掲げて表彰する。

3. **「生活指導を強化する」**常にガイダンスに関する研修会を開き、定期的にパンフレットを発行して指導効果を高める。

①行為問題生、情緒不安定者、貧困生、身障者、外地からの寄宿者、よく過ちを犯す者に対しては「マン・ツー・マン」で「兄上・姉上個別指導制」をとっている。

②過失記録のあるものに過ちを改め、改心のチャンスを提供する。それには、アルバイト、休暇中の公共奉仕、環境整理などの善行をして、改心の誠意あるものには、元の処分記録を帳消しにすることが許される。

③心中に悩みある者や、何か提案したい者や疑わしい難問を抱えた者は、「わたしの心の声」という指導ポスト投函を通して、指導センターより「指導ポスト」「師弟心の橋渡し」「質疑応答」のコラムにその回答が掲示される。

④スタミナ過多で過ちを犯した者は、花や木に水

をやり、除草・施肥などの世話をすることによって、その過失をキャンセルできる。

⑤教師に対するガイダンスの講演会を開いたり、ケースワークやカウンセリングの研究会を週1回開く。

⑥「海青就職案内」とか「海青人進路指導ハンドブック」などのパンフレットを発行する。

4. **学校と家庭の連絡強化** 生徒の家庭が各地に分散していて、家庭訪問がしにくいいため、下記の措置をとっている。

①2ヵ月ごとに「懇親会」を催し、日曜日に4回にわけて父兄を学校に招き、「授業参観」「親師対話」「両親教室」とか「親子娯楽活動」などに参加させたりする。

②全校各クラスを含む「家庭電話連絡網」を完成し、欠席者はクラス担任によって即日学科主任や訓導主任に報知し、偶発事項も共に家庭に連絡する。無断欠席や過失の常習犯は、家庭あてに通知の手紙をよこす。

5. **職業指導の強化** 大抵の卒業生は就職するので職業指導(vocational guidance)や就職斡旋(employment placement)が重視される。

①毎週1時間の「指導活動」課程を時間割に組み込み、専門知識のある教師の職業指導を受ける。

②全台湾の各公共職業安定所と連繋をとり、10科目にわたる「求人」「求職」のマンパワー需給資料を特に設けられた「就職街廊下」に掲げる。

③10ヵ所の「職業世界」のコラムを設け、最近の就業情報の報道、図表、書刊などのデータを掲示する。

④「就職補導網」をうち立て、市内及び南部七県市の職業補導センターと協同して、関係情報のデータを収集する。



タイプ教室の実習風景

⑤「実習銀行」「実習商店」を設置して実習経営の機会を提供し、コンピューターによる自動化経営操作(automatic management operation)を実施する。

5. おわりに

もともと、「人作り」というものは、非常にむずかしい仕事である。しかしながら、数年来の全校師弟のたゆまぬ努力と協働によって、確かに、生徒の気質や行動は目立って変わってきたように思われる。

例えば、笑顔で授業終了後の先生にお茶一杯さし上げて、労をねぎらったり、校園内には、もはや、散らばった紙屑が見当たらず、愛護を受ける樹木や草花はすくすく伸びてゆく。

生徒らの学ぶ態度も、前よりずっと自主的で、殊に自尊心が強く、積極的に行動するようになってきている。また、自己を愛し、家庭を愛し、さらに学校・社会・国家をも愛する情操が盛り上がり、榮譽心の向上なども、日常生活にはっきり見えてきた。

以上の実績を見ると、確かに教育実践の努力の効果が現れてきたように見えてきたのである。

おわりに、国内外の皆様方の惜しまぬご批評とご叱正を賜りますよう、ひとえに、お願い申し上げます。

シンガポールの家族と 子どもたち

リンダ・コオ (Lynda Koh)

シンガポール地域開発省情報企画局

家族は社会を構成する基本単位である。子どもたちはそこで育てられ、望ましい社会的・道徳的価値を身につけてゆく。幸せで安定した家族こそ、個人の健全な育成と、引いては国造りの基礎ともなるのである。

ここ数10年の間に、シンガポールは急激に都市化と現代化が進められた。こうした社会経済的急変は家族にも大きな影響を与えずにはおかなかった。

1. 小さくなった家族

一世帯当たりの家族数は少なくなり、1970年の平均5.3人は、1980年には4.7人に減少した。結婚して双方の親から独立別居する若いカップルが増えている。夫婦と子どもだけの典型的核家族は、すでに全世帯の78%にも達している。この原因のひとつに、シンガポールの急激な出生率低下が挙げられる。教育程度の高い婦人ほど晩婚あるいは結婚しなくなり、また結婚しても出産を先へ延ばすか、子どもの数を押さえようとする。

家族のサイズが小さくなることは、子どもたちの社会化の機会を減らすことになる。つまり遊び相手が家の中には誰もいないか、いても1人ということ

になる。また親にとって数少ない子どもはますます大事な存在になり、甘やかしたり過剰な期待をかけるようになる。どの親も子どもたちが能力の高い成績の良い子であるようにと願うようになる。放課後、月謝を払って、音楽やコンピューターを習ったり、また水泳のクラスなどに行く子どもが次第に増えている。

2. 共働き家族の増加

急激な産業社会化はマンパワーの増大を必要とし、婦人が労働力不足をカバーするために駆り出されるようになる。婦人労働力は今日のシンガポール経済の重要な担い手となった。20年前には5人に1人の婦人が働いていたのだが、今はほぼ2人に1人が就労している。数字で示せば、1970年は26%、1977年が38%、1987年には47%となっている。1995年までには確実に総婦人人口の50%が働いており、その中に占める既婚者の数も増加してゆく。これは政府がそれを奨めるからだけではなく、家族の快適な生活を求めて増収を計ると同時に、教育を通して、婦人が自立と自己実現を目指すようになったからである。就労既婚婦人の4分の3が45歳以下であり、従っ

て彼女らの子どもたちはまだ小さい。ここに社会的保育需要が増大する。また労働と家事の切り盛りを両立させなければならない。そのためには夫の援助と協力が必要になる。つまり父親も、親としての、また家族の面倒を見る役割ももっと積極的に演じなければならなくなる。

3. 対策の現状

シンガポールでは、家族を支えるための各種社会資源が準備されている。働く母親のためには、社会的保育、育児休業、減税、パートタイムの仕事、子どもの数を増やすための減税措置などがある。

保育には、保育所と保育ママの制度がある。保育所はさらに、全国労働組合連合会立のもの、人民協会（地域開発を目指す半官半民組織）立のもの、民間福祉団体立のもの、企業の設置したものに分かれている。これらの保育所は、どの団地にも設けられていて誰でも利用でき、また職場に設けられた保育室も相当数に上る。保育所の数は1980年の1,080から1988年の7,844ヵ所と急増している。政府はそのために多くの奨励措置を講じている。例えば国有地の低価格払い下げ、保育経営者へのコンサルタント的援助、財政援助を行っている。その中には新設保育所の家具備品費助成、民間非営利団体への助成、全日保育の6歳未満児1人当たり月額100シンガポールドル、半日保育

50ドルの補助金支出などである。いずれの場合も、母親の就労が条件となっている。

保育所は児童育成の中心的な役割を果たしており、それは単なる託児から、より児童の発達促進サービスへと内容を充実している。そのための職員研修、親の参加の奨励、専門性を高めるためのスーパーバイザーの交流などが計られている。最低基準を高め、またそれを維持するための法令も定められている。



▲コミュニティー・センターの保育所▼



保育ママは、家族的な小単位の保育プログラムで、これは地域開発省の管轄下にある。注意深く選ばれた婦人が、自宅を開放し、そこで開発局が、ベビーシッターを探している母親を紹介するのである。費用は当事者間で決めることになる。1987年度末には1,060人の幼児が、保育ママに預けられていた。

地域開発局では、その他にも親たちに対し育児やそれをめぐる利用資源に関する情報提供サービスを行っている。

既婚の公務員婦人には、6歳以下の子持ちの場合、彼女らの子育てに特別配慮をしている。この中には1~4年間の無給育児休職、1~3年間のパートタイムへの切り換え、子ども1人につき年間5日を限度とする、看病のための有給休暇増などもある。

また、出生率低下対策として、政府は子どもを3人以上持つことを奨励しており、そのため税金の還付、優先入学、部屋数の多い住宅提供など、一連の優遇措置を講じている。

社会教育の領域では、家族に焦点を絞った、家庭生活教育、両親教育、高齢者への理解教育の3つのプログラムを実施している。第1の家庭生活教育は、新人口政策に沿って、結婚し親になることを、人生の望ましい目標として掲げ、また3人の子どもを持つことを、社会が受け入れるようにするための啓発プログラムである。第2は、良い親になる準備教育として、知識と実践技術を教えるプログラムであり、第3は、子どもたちに親孝行の心を教えて、老人に積極的な態度で接するようにさせ、同時に高齢者もそれぞれにふさわしい生き生きした生活を送らせようとする教育プログラムである。

また地域社会においても種々の施策を考えており、例えば学校の道徳教育のカリキュラムの単元として家族や家族関係について学習させ、またカウンセリングサービスを導入して、生徒のストレスを解消し、学業と家庭生活に適應できるよう援助している。さらに親への助言指導も行っている。

また政府としては、団地内の社会生活条件整備のため、市民の社会的福祉的教育的文化的体育的な要求に応じる広範なプログラムを、市民自らが組織化してゆく運動を助成している。こうした諸活動を通して、住民の近隣意識と地域社会への所属感を促進しようとしているのである。その中のひとつに家族クラブがある。これは各種の余暇活動に家族ぐるみで参加し、それを通して地域の連帯感と地域社会に対して自分たちの出来ることを考えさせる活動である。また地域の安全を守るため、住民による巡回活動も行っている。

どのような社会にも、問題の家族、自立出来ない家族、貧困家族のあることは避けられない。こうした家族の強化、援護策も準備されている。例えば遺棄児、虐待児、親の適切な監護を欠く子どもへの保護、また個人的問題や家族崩壊、結婚生活の危機等に対する相談事業も行っている。

両親が働いている低所得家族の子どもには、鍵っ子センターにおいて、放課後種々の組織化された学童保育活動に参加させ、親が帰宅するまで放っておかれないようにしている。また単親家族の子どもたちにも、福祉的なサービスが用意されている。各社会サービスセンターでも、子どもクラブ、補習クラブ、街頭でのデイキャンプ、家族援助業務を行って

いる。

4. 家族の将来像

社会制度としての家族は、もちろん社会変動に大きく左右されるものであるが、シンガポールの家族の将来像として、以下のようなことが予見される。

親教育に参加する親や、親になろうとしている若い人たちの数はますます増加することと思われる。これは、親たちが幸福で愛情に充ちた家族を作るための知識や技術を身につけようと望んでいるのだという意味では好ましい傾向だと言える。ただし、シンガポールでは、一般的に見て、まだ家事と育児は婦人の責任だと見られているので、今後は夫婦の間で育児の責任がもっと分担されなければいけないであろう。1987年に実施した家族生活調査では、子どもが病気になった場合には、約半数の父親が手伝い、3分の2の父親は、家族と一緒に外出し、同じく半数が子どものしつけに関与していることが分かった。

また、同年のある新聞報道では、10人中8人の父親が、できれば出産に立会って、妻を安心させた気持ちの上で支えになってやりたいと思っているということである。育児への父親の参加は、子どもの将来の形成に自分がかかわったのだという父親自身の満足感だけではなく、より緊密な父子関係も作り上げるはずである。

社会的単位としての家族強化のためには、家族生活の質の向上を計るプログラムが将来さらに開発されるべきである。そのためには、幼児から下校後の学童まで含めて、さらに広範なニーズに応えるサービスが用意されなければなるまい。またもっと効果的な親教育、特にアジア的な意味での家族の価値観、家族の紐帯強化も再考に値しよう。さらには家族に対する各種の社会的諸サービスを誰でもが利用できる拠点の再編も必要となる。また、新しい家族の要求に応える草の根の諸活動も強化拡充されなければならない。こうして、住民がお互いにその交わりを

深め、相互の助け合いを強めてゆく地域社会の形成が望まれるのである。

家族の福祉増進にはずみをつけるために、シンガポール政府は最近「家族と地域生活対策審議会」を発足させた。この審議会は、シンガポール国民が一層幸福で満足な家族生活、地域生活を送れるよう、新しいプログラム、サービスまたそのための法制に関して政府に向かって勧告を行うこととなるであろう。

(福田垂穂訳)



団地の広場で元気に遊ぶ子どもたち

タイの社会・家族の変動と 子どもたち

秦 辰 也

曹洞宗ボランティア会 バンコク事務所長

はじめに

近年におけるタイの首都バンコクの変貌には、とりわけ目を見張るものがある。1980年代に入ってからというもの、高速道路の建設を足掛かりにデパートラッシュ、ホテルラッシュ、高層分譲住宅ラッシュと続き、日本をはじめ韓国や台湾などのNICS(新興工業国)からの企業投資が際立っている。

これを受けて、これまで輸出の主力を占めていた米やタピオカ、砂糖などの農産物のウェイトは減少の傾向にあり、工業製品の伸びが著しく増加した。現在もバンコクから100*。足らずの所で、レムチャバン商業港の建設を中心とする東部臨海開発計画が実施されているが、1988年には輸出品目の6割が工業製品となり、経済成長率も8~9%が見込まれている。

このように、今も農業人口7割を抱えるこの国の実態とは裏腹に、首都圏は大きく変化した。高層ビルが建ち並び、きらびやかな街並をあふればかりの日本車が走るというバンコクの光景は、もはや珍しいものではなくなった。この国の近代化は特に首都圏に集中して見られ、農村部からの人口流入によって都市が膨張し、1980年初めは515万人だった人口は、現在トンブリー、ノンブリー、サムットプラカー

ンを合わせて600万人をはるかに上回るまでになった。

清濁合わせのみ、かつ慎重に物事を運ぶとされるタイではあるが、この都市化現象により農村部との社会的ひずみが生じ、都市部のスラム化や家族形態の変化が見られるのもまた事実である。経済開発への速度が進めば進むほど、社会福祉への配分が思いどおりに進まない。しかも児童福祉や母子福祉の分野においては長期的な取り組みを必要とするだけに、この国にとっては今なお試行錯誤の段階にあるようだ。

家族の拡大形態と都市化現象

地方から都市部への急激な人口移動の理由を調べてみると、互いに密接に関連した二つの要因があると言われている。一つは農村部における貧困問題がもたらす「押し出し要因」と、雇用機会が豊富にある都市部の「吸引要因」である。

農耕社会としてこれまで歩んできたタイにおいては、親族関係を基本としたバーン(村)の社会を築きあげてきた。すなわち家族とは、本質的に何らかの親族関係にあるものによって形成され、かつ集団的な性格を持っており、村においてはその構成となる実体ということになる。タイでは潜在的に娘や息子

が結婚して所帯をもつと、特に女性側の両親の家の近いところ、あるいはその屋敷内に新しい家を建てるという習慣がある。つまり、家が密集している所には親戚関係があるというわけである。

以前は量的な家族構成が重視され、子どもは生産や消費のための労働力として位置づけられていたが、タイの村々でも近年商品経済が急進してきており、子どもの数が多いほど支出に負担をきたす事になってきた。この状況の中、政府やNGO(民間組織)による家族計画も実施される事となり、一家平均3人程度がほとんどである。また、これらの変化に伴い、農村部や都市部においても核家族的世帯化が進んでいると言われる。

ところが先にも述べたように、農村部における商品経済の浸透は予想以上に速く、雨期を利用した自然の中での天水農業を営み、自給自足的な生活を送ってきた農民たちに大きな波紋を及ぼすこととなった。つまり、農作物の生産により現金収入を得る事によって家計を支える、という経済構造へと変化したため量的生産を強えられる結果となったのである。



タイの農村、移動図書館プロジェクト(東北タイ)

よって所有地の少ない者や土地無し農民たちは、現金収入の道を求めて都市部へと村々をあとにする。近年は3年続きの東北タイでの干ばつも手伝って、ますますその傾向が強くなっている。

一方都市部のスラム(人口密集コミュニティ)の状況はどうであろうか。現在そのスラムの数は首都圏だけでも1,020ヵ所に上ると言われ、人口にして約120万人。市内の約5分の1の人口が劣悪な生活環境下で暮している。

スラムの発生においても、農村部のバーン(村)と同様、家族の拡大形態が生きている。まず一つの家族が不法な土地に家を建て、子どもが結婚すればその近くに家を建て、辺りがいっぱいになるまでどんどん増えていく。わかりやすくいえば、農村部から出てきた一世帯がまず定着する。そしてその家族が、建設現場の労働者、商売、あるいは運転手といった仕事にありついた場合、その成功を知った親戚や友人、知人たちが都市部へやってきて、その回りに家々を建ててスラムを形成していくという仕組みである。

農村部とスラムの諸問題

タイの農村開発政策研究会の報告によると、国全体の経済と農村経済の関係を次のようにまとめている。

- 小生産者である農民は、バンコクで決まる生産価格から輸送費を差し引いた価格のものしか受けとれないが、逆に工業製品にはバンコクで決まる価格に輸送費が加わる。
- 政府の政策は都市の人々の利益のために片寄り、農民の利益と相反している。たとえば肥料工場を奨励し、農民に買わせる。

- 保健衛生サービスについても格差があり、85%の人口が農村部に住んでいるのにバンコクには3,517人の医者、すなわち1,289人に一人の医者がいるのに対し、地方には全県を合わせて2,279人の医者、すなわち14,280人に一人しかいない。
- タイの教育制度は6・3・3・4制に改制され、初等教育の6年が義務教育となっているが、中学に進学できる東北地方の子女はわずか4%であるのに対し、首都圏は40%にも達する。

などである。

また、栄養面での問題も農村部においては深刻な問題となっており、私たち曹洞宗ボランティア会が図書館活動や給食プログラムなどを行っているスリン県ムアン郡コークムアン小学校での欠食児童数の占める割合は57%となっている。

農村部での問題のほか、都市部においてもその格差がスラムとそうではない所によって存在するという事も注目すべき点である。スラムが抱える問題を要約してみると、以下のような点があげられる。

- 地方から出てくる人は一時的、あるいは永住者として他人の私有地や公有地に住む。そのため住民登録をする事が困難となり、子どもの就学や就職にも影響する。
- スラムは泥沼地や川岸、線路沿いに形成され、上下水道の設備もあまりなされておらず何の保障もない。そしていつも立ち退きという問題にさらされ、生存さえも脅かされる。
- 劣悪な住環境、衛生思想の未開発などで皮膚病、結核、栄養不良などや、麻薬、アルコール中毒者も珍しくない。

- 経済状況は苦しく、単純労働や行商で生活を支えているが、失業率も高い。また、経済的理由で両親の離婚等、家庭崩壊のケースも多く、子どもたちの問題が絶えない。
- 幼児労働者も多く、経済的、家庭的な理由で義務教育さえも終了できない子が多い。

抑圧される子どもたち

経済開発が進み、都市部や農村であらゆる格差が生じてきたなか、タイでは社会保障の活動の主なものとして幼児や虐待された児童、身体障害者、少年犯罪者、売春婦や未婚の母、寡婦、それに老人といった人たちを対象としてきた。その中でもこの国で最も注目すべき活動の一つとして、児童福祉問題があげられる。

他の発展途上国でも顕著に見られるように、タイの子どもたちも実によく働く。街頭での物売りについては今から約3年前、政府によって禁止されその数は減少したものの、バスの集金係、食堂の手伝い、メイド、工事現場の労働、ガソリンスタンドの給油、清掃作業、くず拾い、工場労働と続く。農村部でも家畜の世話や野良仕事、水くみに薪拾いなど、家の仕事はもちろんのことである。

タイ政府の発表によると、16歳以下で仕事をしている子どもたちの数は100万人にもものぼるといわれる。また、16歳以下の少女売春に関しては、タイの観光奨励の影響も手伝って、その数は80~100万人といわれる。これらの子どもたちの多くは人身売買などによって強制的に働かされているケースも少なく、農村部での現金収入が限られていることから、

子どもたちを担保に現金を受け取っている両親もいる。

このほか、都市部のスラムにおいては経済的な理由が発端で、アルコール依存症や麻薬中毒になった父親が家庭内暴力を起し、一家が崩壊してしまうといったケースもしばしば見られる。バンコク最大のスラム、クロントイで生まれ、13歳になるガイという少年の場合はまさしくそうであった。父親はガイがお腹にいる時に家出し、母親もガイを生んでまもなく死亡した。結局ガイはおばあさんに育てられる事になったが、おばあさんのしつけが厳しく、暴力的であったため、ガイは9歳でシンナー中毒児となってしまった。

これはほんの一例にしか過ぎないが、クロントイスラムでは現在6万人の人口のうち、1,500人ほどの子どもたちが、何らかの家庭問題でシンナーや麻薬に犯されている。

政府の福祉政策と地域社会とNGOの役割

タイの農村部では、自然牧歌的な生活様式を基本とする伝統的な経済システムが存在しており、その小地域社会においては相互扶助と仏教に道を求める



スラムの幼稚園、人形劇を見る子どもたち(バンコク)

生活が繰り返されてきた。また、今でも農村部で時折見られるように、疾病や死など人間に不幸をもたらすものは、自然の中でいろんな形態で現われる悪霊(ピー)によるものと信仰されている。そして霊魂と人間との橋渡し役として呪術者がおり、精神的な暗示と医療的な手段を合わせ持っている。

しかし、1960年代頃から西洋文化や貨幣経済の浸透が村人たちの価値感を大きく変化させた。従って村社会の伝統的な福祉思想や宗教的な思想に、政府の政策が大きな影響を及ぼしていることはいうまでもない。

タイ政府の第六次五ヵ年計画(1987~1991年)は、農業中心経済からより製造業中心経済へという意向を示しており、福祉の面から言えば失業と不完全雇用問題の解決、人間としての教育や人生の質の向上といったものをあげている。だが、実質上具体的な法の充実などの対応はあまり見られず、都市部のスラムや農村部での対応については現実性に欠けると言えなくもない。

そこで人と人との直接的なふれ合いを通し、より実用的に福祉活動を行っていくものとしてNGOが存在する。タイボランティアサービス(TVS)が1987年に発行したダイレクトリーによると、タイおよび海外から来て協力活動を行っているNGOは137団体ほどであると発表されている。もちろん、これらの団体は人権、平和、自然環境、教育、福祉など様々な分野で活躍している。

児童福祉の分野においては、児童労働問題などから子どもの権利を守るための権利擁護センターや、親のない子や貧しい家庭の子のために子どもの村学

園を行う子ども財団、少女の売春や虐待された子女のためにかけ込み寺を行うエマーゼンシーホーム、スラムで託児所を行うスラムチャイルドケア財団、そしてクロントイスラムで幼児教育や地域住民によるコミュニティの質的向上を計っているドワン・プラティープ財団などがある。

このほか肢体不自由児や精神薄弱児、孤児などをあずかるキリスト教系の団体や、仏教の教理を基本として、お寺で2,400人もの恵まれない子どもたちを保護しているアントン県のサケオ寺などもある。財政を完全に一般からの寄付に頼り、苦しい経営状態にありながらも、これらタイのNGOの活動は政府も認知するところであり、またNGOなしではこの国の福祉活動は支える事ができない。

NGO活動の利点は、その場その場のニーズに合った柔軟な対応を行う事ができるというもので、子どもたちを含むその地域の社会改善を図っていくという点にある。だがここで大切な事は、農村部にしろ都市部のスラムにしろ、いかにその地域の住民が参加するかに、活動が成功するか否かがかかっているといえる。

幼児教育や児童福祉、あるいは母子福祉の問題の



クロントイスラムの幼稚園の教師と子どもたち(バンコク)

場合、その子の親、家族、ひいては住民たち自身が重要性を認識しない限りは押しつけにしかすぎず、その地域に根ざした活動を行っていく事は不可能である。従って、その地域のリーダーやソーシャルワーカーたちは、側面的に相手の持っている諸問題を自覚できるようサービスしていかなければならない。

この長期的かつ段階的なアプローチを踏んでいかない限り、この国の様々な社会問題は解決しないであろう。

おわりに

タイにおける社会、家族の変動とその中の子どもたちの現状を知るにいたって、私たちの住む日本の現状をまず見直す必要があるのではないかという事に気づく。タイだけに限らず、この実状はアジアやアフリカを含めた地球の南側の国々が抱える共通の問題だからである。

今、狭くなった地球上に住む私たちは、世界一の援助国と言われ、お金持ち、物持ちの日本人とまで言われるようになった。しかし、私たちは本当に生きがいを持ち、幸福な生活を送っているのだろうか。

もはや海外の諸問題を他人事として片づける事ができなくなった現在、東南アジアの人々は私たちの良き隣人たちであり、共に生きる人々である。私たちは、これからもほんのわずかな思いやりさえも無駄にはしてはいけないと思う。

*参考文献

- タイ国経済概況(1988~89年版)バンコク日本人商工会議所
- タイ農村の構造と変動 北原 淳(勁草書房)
- スラム問題とプラティープ財団 ドワン・プラティープ財団
- 「スラム問題の所在と解決方向」アキン・ラビーパット著
- 東南アジア諸国の福祉政策と国際協力 原 覺天編 アジア経済研究所

特集・東南アジアの家族の変動と子どもたち

開発のはざまで犠牲になる 子どもたち

——フィリピン共和国の場合——

小 林 教

社会福祉法人基督教児童福祉会
国際精神里親運動部 マニラ事務所 所長

はじめに

交差点の信号が赤に変わり、車が止まり始めると、10人程の子どもたちが競うようにして車道に飛び出していく。信号が青になるまでの間、車間をぬいながら、ある子どもは新聞を、他の子どもはタバコやキャンディーを売り歩いていく。車検制度がないこの国の車が出す排気ガスはものすごい。これらの子どもたちの多くは学校へも行けずに、こうして1日中働いて日銭を稼いで家族の生計を助けている。

国際連合児童権利宣言は、「人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うもの」と述べているが、世界、特に第三世界の子どもたちが置かれているきびしい状況を考える時、この宣言の実現に向けての方策が、さらに真剣に論議されなければならないことを痛感する。

ここでは、フィリピン共和国の社会と家族関係を概観し、子どもたちの置かれている状況を述べてみたい。

1. 子どもたちを取り巻く社会環境

民族独立運動を扇動したとしてスペイン人によって処刑されたフィリピンの英雄、ホセ・リサルが

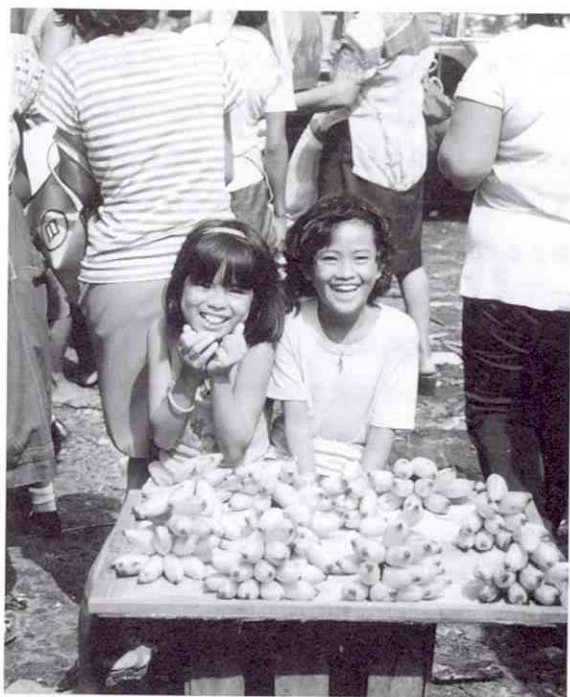
「東洋の真珠」とまで謳ってその美しさを讃えたフィリピン共和国は、大小7,100余の島々からなり、面積は日本の本州と北海道を合わせた程の広さである。ここに、民族的には80以上、言語的には100以上に分かれる5,940万人(1988年推計)の人々が住んでいる。

アジアで唯一のカトリック教国と言われるだけあり、フィリピン人の約85%がカトリック教信者で、どんな辺りな町に行っても、数百人から時には千人を超える収容能力をもつカトリック教会があり、日曜日ともなると、教会にはあふれるばかりの人々が集まるのには驚かされる。このカトリック教会は、1521年のマゼランの来航に続く3世紀以上のスペインの植民地統治の結果としてもたらされたが、現在もなお人々の生活に大きな影響を与えている。

教会と並んで目につくのは学校である。第二次世界大戦中の約3年間の日本軍による占領期間を除く1898年からの約50年間、フィリピンは米国による植民地支配を受けたが、米国は教育を植民地政策の根幹にすえて教育制度の整備をもたらした。現在、識字率が90%以上と高いことも、この教育制度の整備に負うところが多い。しかしながら、小学校の就学

率が90%と高いにもかかわらず、小学校1年に在籍した生徒数の約40%は6学年を終了する前に退学してしまおうという大きな問題がある。

このような未就学および途中退学は、しばしばフィリピン社会の抱える貧困問題に起因している。国家経済開発局は6人の標準世帯の貧困線を120ペソ(約710円)と発表しているが、およそ60~70%の世帯がこの貧困線以下の生活をしていると言われている。社会福祉法人基督教児童福祉会・国際精神里親運動部(CCWA)の助成協力プロジェクトの事前調査のため訪れたある村のAさんは、漁業から得る収入が不十分なため、6人いる子どもたち全員を一度に学校に通わせることが出来ず、ハイスクールへは一人ずつ通わせていると言う。この6人が全員ハイ



バナナを売る少女たち(マニラにて)

スクールを終えるのは何年先のことだろうか。

また、1985年の乳児死亡率は、出生1,000当たり57で依然として高い。さらに50%以上の子どもたちが栄養失調状態にあると言われている。CCWAが資金協力する20ヵ所の地域センターは、貧しい家庭の子どもたちに教育扶助サービスを提供しているが、しばしば乳幼児期の栄養失調が脳の発達に影響を及ぼしたため学業不振に陥っていると思われる子どもがいる。

2. フィリピンの家族関係

フィリピン人と言っても80以上の民族に分かれるため、家族関係を一概に述べるのは難しいが、どの民族に属しようと、家族の親密な結びつきには特筆すべきものがある。例えば、友人のフィリピン人男性は独身ながら、ハイスクール2年を終えたところで経済的困難から通学するのをやめている甥を引き取って、学校に通わせようとしている。また、CCWAのマニラ事務所でハウスキーパーとして働く女性は、義理の姉の出産費用として、自分の月収3ヵ月分の借金を背負い込んだ。家族の中で唯一彼女が定期的に収入を得ているからである。日本人から見ると、たいへんと思えるこれらの事を、彼らのごく自然に行っていく。

これらの例のように、家族関係は非常に緊密で、何事が起ころうとも家族のことを最優先する規範がある。この規範に従って親は子どもの保護や扶養に全力を傾け、子どもは親からの恩義に対して感謝と服従をもって報いることが期待されている。また、兄弟姉妹の結びつきも強く、子守に始まって学費の

工面に至るまで、兄や姉が弟や妹の面倒をみる事が多い。

このような家族関係は、親族間にも拡大され、ハトコのあたりまで親類として密接な関係が結ばれていると言われる。

また、結婚は当事者の2人のみならず2つの家族の結びつきを意味する。さらに、結婚式の証人は儀式的親族関係を結婚する当事者と結ぶこととなり、証人は親族にも劣らぬ責任を持つようになる。

福祉サービスに限らず一般公共サービスが未整備状態のこの国では、このような家族や親族間の相互扶助に支えられて、人々の多くのニーズが満たされていると言えよう。

3. フィリピン社会の変化

フィリピンの国民総生産(GNP)の成長率は、マルコス前政権の末期、1985年から86年を除いて比較的

安定した伸びを記録してきた。これは、他のアセアン諸国同様、GNPの成長を開発の指標とし、1970年代より輸出指向型の工業化に力を注いできた結果である。国内の安価な労働力と豊富な資源を活用し、資本と技術は外国に依存しながら開発を進める政策は、アキノ現政権によっても継承されている。しかし、このような開発は貧困の解消をもたらすどころか、貧富の差の拡大をもたらしたとの指摘がある。また、GNPの増大で経済のパイが大きくなれば、その効果が底辺の人々にも波及し貧困がなくなるといふ考えは、もはや「GNP 神話」として見直されている。つまり、貧困はこうしたパイの大きさではなく、富の配分の不平等さに起因しているからである。

ともあれ、この工業化の結果、都市化が進行している。1960年、人口の29%が都市に住んでいたのに対し、1980年には37%になっている。特にマニラ首都圏への人口集中は激しく、国土の僅か0.2%に全人口の12%が住んでいる。

しかし、都市はこのような人口の膨張を吸収できず、深刻な都市問題に直面している。例えば、マニラでは人口の29%がスラムで生活しており、これらのスラムでは電気や水道が無いところも多く、排水設備やトイレ等も未整備なため、生活環境は劣悪である。また、都市部での雇用機会も限られており、1988年の失業率が全国平均では約10%であるが、スラム地区では、失業率が30~40%と言われて



ゴミ捨て場で空き缶や空きビンを拾い集める子どもたち(バギオ市にて)

いる。

こうした都市化の背景には、農村部の疲弊という農村部のおし出す要因もある。近年、植民地時代からの主要輸出品であったコブラや砂糖の国際市場での価格が低迷し、フィリピン経済は打撃を受けている。特に、島の経済活動の9割が砂糖産業にかかわるネグロス島では、多くの子どもたちが飢餓で苦しむほどの深刻な事態に陥ってしまった。

また、1960年代に「緑の革命」とまで言われ農村開発の主角として導入された高収穫品種米によって、確かに米の生産高は上がったものの、この品種を栽培するためには相当量の化学肥料と農薬が必要で、生産コストが高く、期待された革命は起こらなかった。また、この結果、零細な農民はより貧しくなったと言われる。このように農村の疲弊は、都市への人口集中を加速する一因となっている。

4. 開発がもたらす家族と子どもたちへの影響

これまで述べてきたような社会の変化にもかかわらず、フィリピンでは一般的に緊密な家族関係が保たれていると見えるが、幾つかの問題点も指摘できる。

まず第1に、国内での雇用機会が限られていることと、政府が外貨獲得と雇用の増大を目的に奨励していることもあり、外国への出稼ぎ労働者が急増し、現在、その数は100万人を超えている。多くの人々は、建設労働者として中近東諸国で、またハウスメイドとしてシンガポールやホンコンで働いている。こうして働く人々の多くは既婚者で、フィリピンに残された家族の経済的な生活は安定する

ものの、父親あるいは母親の不在が与える家族、特に子どもたちへの影響が懸念される。

また、日本に歌手やダンサーとして行く人々も増えており、中には売春婦として働く女性もいる。彼女たちは、サマール島やレイテ島という貧しい地方の出身で、しかも長女が多く、貧しい家族を支えることが売春の動機となっていることがしばしばある。ここには、親密な家族の結びつきがもたらしたとも言えそうな重い現実がある。

第2に、新聞やタバコを売り歩く子どもたちを紹介したように、生活の窮乏ゆえに子どもたちは働くことを強いられている。労働省によると、15歳以下の2,200万人の児童の内、500万人の子どもたちは農場や工場等で賃労働をしており、900万人の子どもたちが田畑の耕作等の親の仕事を手伝っている。こうして見ると、現実的に子どもたちは大きな労働力と言っても過言ではない。

第3に、「ストリートチルドレン」と言われる子どもたちの増加がある。マニラ首都圏だけでも、こうした子どもたちが25,000人から50,000人いると推定されている。彼らの中には、物売りや物乞いをしながら家族と共に路上で生活する子どもたちもいるが、家族から遺棄され、1人で生活する者もかなりの数に達する。彼らは、教育や保健、その他の公的サービスを受けられないばかりか、彼らの生活の場が比較的繁華な所が多いため、マリファナ吸引、薬物中毒、さらには窃盗などの犯罪に陥る子どもたちもいる。

また、少女売春も大きな社会問題になっている。政府は経済の活性化を目的に観光に力を注いでいる

が、全国で約20,000人の少女が、日本や欧米諸国という先進国からやってくる旅行者の性的搾取の犠牲になっている。

このように、工業化を中心にした開発は様々な問題を引き起こしているが、その開発のひずみは、貧しい世帯、特に子どもたちに最も顕著に影響を与えている。



5. 政府と民間団体の取り組み

こうした問題に対する対応は、残念ながらことに限られていると言わねばならない。まず政府は、社会福祉・開発省が中心になり問題に対応しようとしているが、財政悪化の中での取り組みは限られている。その中で、SEAP(自営業扶助プログラム)は、貧しい世帯が、簡単な家内工業や行商、さらには小規模な養鶏や養豚等を行うための生業資金貸し付けをしており、貧困世帯の経済力を上げるうえで若干の効果を上げている。

他方、20,000を超えると言われるNGO(民間公益活動団体)も活動を行っている。とりわけカトリックの団体は活発で、ある修道会は、市民グループの支援も受けて、マニラ市内にストリートチルドレンのための一時保護センターを2ヵ所開設した。このセンターでは、子どもたちを一時的に保護しながらカウンセリング等のアプローチによって、子どもたちのリハビリテーションに努めている。

さらに、NGOの中には貧困の原因を社会構造にあると認識し、コミュニティー・オーガニゼーション

流木を組み合わせたシーソーで遊ぶ漁村の子どもたち(ミンダナオ島にて)

の方法を用いながら地域を組織化して、貧しい人々の社会参加を拡大しようとする団体が増えている。こうしたNGOは、貧しい人々が地域の問題を認識し、解決の方策を計画・実行し、そしてその方策を評価することを通して、彼らの問題に対処する能力を引き出すと共に、こうした社会参加によって草の根レベルからの社会改革の可能性を求めている。

おわりに

フィリピン政府は、工業化を中心にした開発を押し進め、日本政府も政府開発援助(ODA)を増額し支援している一方で、開発により貧しくなる人々が増えている。子どもたちの置かれた暗く重い現実を思う時、私たちに課せられている「最善のものを与える義務」の重さを感じる。私たち日本人は、経済的な開発協力のみならず、いやそれ以上に、人権に根ざした開発協力の方策を考えていかねばならないであろう。

マレーシアの社会の変化と 子どもの教育

にし の 野 節 男

東京大学教育学部助手

はじめに

マレーシアの首都クアラルンプールは一部に残されたコロニアル風の建物と広い公園の緑がかつてイギリス植民地であったことを偲ばせるだけで、今や高層ビルが林立する近代都市に一変してしまった。しかし、町を行き交う人々の異なる顔貌と民族的な衣装を一目見れば、この国が複合民族国家、複合社会の典型とされるのがわかる。ブミプトラ(土地の子)と呼ばれるマレー系およびその他の原住民で人口の約54%を占めるが、その他に中国系の住民、インド系の住民が多く、それぞれ人口の35%、9%を構成する。

しかし、こうした人種別の人口構成は地域的に、また都市部と農村部とでは大きく異なっている。例えば、首都のクアラルンプールでは上に示した比率以上に中国系、インド系の割合が大きいものに対して、東海岸北部のクランタン州の農村に行くと中国系、インド系はほとんど見られない。マレーシアが特に複合社会であると言われるのは、異なる人種の人々が市場で交わるだけで、婚姻等を通して文化的に融合・同化するといった方向に進まず、それぞれ閉じられた排他的な人種集団を保持してきたことによる。これは、独立後、それぞれの人種的な利害を代表す

る三つの政党の連合政権の形を取ったことにも端的に示されている。

ここではまず、伝統的な家族制度および地域社会と子どものかかわりについて概観し、その後で現代の子どもを取り巻く社会的環境として特別な意味を持つ教育政策・制度に関して検討してみたい。家族制度もそれぞれの民族集団によって大きく異なるので、ここではマジョリティを占めるマレー系の家族制度について見てみることにする。マレーシアで「マレー人」という場合、イスラム教を信奉し、日常的にマレー語を喋り、マレーの習慣に従う人とされる。

1. 「家族」の範囲の広がり

マレー人の家族は双系制に基づいている。結婚によって出来た家族は、夫方の家族にも妻方の家族にも属している。結婚後の居住形態も妻方、夫方いずれか条件の良い方を選んで住む。(但し、西スマトラからのミナンカバウ人の移民によって出来たヌグリ・スンビラン州だけはミナンカバウの伝統で母系制となっている。)マレー語で家族を意味する言葉に「クルアルガ」(keluarga)があるが、それは1組の夫婦とその子どもだけの小家族をさす場合もあれば、より広い

親族、親戚を示す場合もある。夫婦という単位を中心に考えるなら家族の範囲は無限に拡大されていき、子ども孫もその孫も彼ら夫婦の家族の中に含まれる。

それは子どもの側から見れば、保護を受けられる家族がその両親だけに限定されないということでもある。両親の出稼ぎや離婚のために、その夫婦の子どもを祖父母が育てるケースもよく見られるという。夫婦の下に集まるものは保護されるべき者であり、それは子や孫に限らず、貰い子や生活能力の無い老人もこの中に含まれる。家族の範囲を夫婦とその未婚の子女に限らないこと、またそれらの内のいずれかの欠如している形態を欠損した家族と見なすことがない点に大きな特色がある。

また、マレー人には家制度というものが見られない。その一つの表れとしてマレー人の名前に姓が無いことが挙げられる。自分の名前の後に父親の名前が、息子の場合はビン、娘の場合はビンティを間に挟んで付けられる。すなわちマハティール・ビン・モハマドと言った場合、モハマドの息子のマハティールという名前であることを示す。こうした命名の仕方によって、父子関係を通して血の繋がりを遡ることが出来る。しかし、何々家の先祖代々とか子々孫々というのとは明らかに違っている。これは財産の相続とも関係を持っている。マレー人の場合、遺産相続は慣習法では普通は均分、イスラム法でも男子が女子の2倍となる以外は均分である。そのため、ここでは長子相続で長男が家を継ぎ、親の面倒を見るというような形態とは全く異なっている。老後の親の世話も子どもたちの中から都合の良いものが一緒に住み面倒を見る。

2. 地域社会の統合要素としてのイスラム

マレー語の「カンボン」は自然に出来上がった集落を意味するが、それはマレー系の人々にとって生活の重要な基盤であり続けてきた。農作業の相互扶助もこのカンボンの住民によって行われ、また冠婚葬祭や社会的な行事などの時にはクンドゥリ（共食儀礼）が開かれてカンボンの人々が招かれる。しかし、カンボンは日本の村のように閉鎖的で統一性を持ったものではなく、地理的にも社会的にも「家族」と同様に境界が不鮮明な性格を持っている。

他方でこのゆるやかな組織を持つカンボンに一つの結合的な要素を与えているのがイスラムである。村には比較的大きな所ではモスクが、小さな所でも普通はスラウ（小礼拝所）が設けられている。イスラム教徒に1日5回義務づけられている礼拝はそこに集まって一緒に行う方が良いとされる。この毎日の礼拝に関しては熱心さを欠く者も、金曜礼拝（金曜日の正午の礼拝）だけは地域社会の道徳的な強制があってモスクへ行くのが普通である。そこでは金曜説教とともに、行政的な伝達や意見交換等も行われる。ヒジュラ暦の9月（ラマダン月）に行われる断食も、共同で行う行として人々がまとまりを持つのに寄与している。

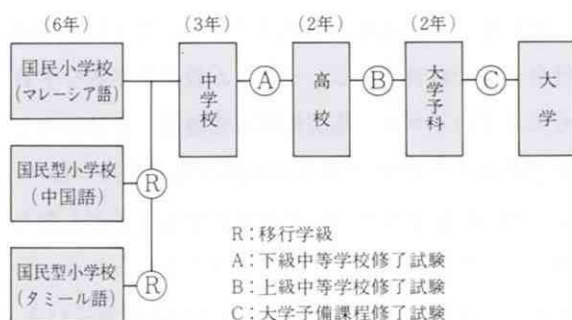
子どもたちは家族の中だけでなく、こうした地域社会の中で教育される。イスラム教の基本的な学習もモスクのイمام（集団礼拝の先導者）をはじめとする地域のウラマ（イスラム教義の知識を持つ者）によって担われてきた。6~7歳位になると子どもたちはこうした村のコーラン教師の手に委ねられる。子どもたちは夕方になるとモスクやイمامの家に行き、

そこで礼拝の仕方、コーランの読み方、そして道徳的な価値を教わる。礼拝に必要な短い章句を暗記しながらコーランを読み進んでいき、これを終わるとハタマン(修了式)の儀礼が開かれカンポンの人々から祝福を受ける。コーラン学習の伝統は学校教育制度が普及しても保持され、午前中、学校で学び、午後もしくは夕方にマドラサ(イスラム学校)やモスクで学習する子どもたちも少なくない。

3. 教育制度におけるマレー系の優遇

マレーシアでは1970年以來、新経済政策(ブミプトラ政策)のもとに開発がより一層推進されてきており、子どもを取り巻く社会的環境も大きく変わりつつある。その政策は1969年の総選挙後に起きた人種暴動を契機として立てられたもので、貧困の撲滅と人種間の社会的な不均衡の是正を二本の柱として掲げている。教育制度における大きな改革もこの政策の中で行われた。英語を教授用語とする学校のマレーシア語(国語としてのマレー語)への転換、資格試験制度のマレーシア語化、大学入学者の人種別割り当て制等が実施された。大学レベルでも国民大学の創設を核として教授用語のマレーシア語への転

第1図【マレーシアの教育制度】



換が進められた。現在、マレーシア(半島マレーシア)の教育制度は第1図のようにになっている。

公立の小学校にはマレーシア語を教授用語とする国民小学校と、中国語およびタミール語を教授用語とする国民型小学校が存在する。しかし、中学校から上の段階では公立としてはマレーシア語を教授用語とする学校しか設けられていない。そのため、中国語、タミール語の小学校で学んだものは、1年間マレーシア語の学習を集中的に行う移行学級を経て中学校の第1学年に進学する。あるいは中国系の場合は中国語を教授用語とする私立の学校があり、そこに進学する生徒も多い。さらにマレーシアでは学校教育に関して国家的な資格試験制度に重きが置かれている。中学校3年間修了時に下級中等学校修了資格が、続く高校2年間の修了時に上級中等学校修了資格が設けられている。さらに大学の学位取得コースに進学するためには、高校に続く2年間のシックスフォーム(大学予科)に進み大学予備課程修了資格を取らなければならない。この資格試験の壁があるため、中国語の中学校に進んだ場合は上級の公立学校(大学も含めて)に進学できないし、また就職するにしてもその卒業が基礎資格として認定されないという不利益を被ることになる。

小学校における言語学習の負担も大きな問題である。国民型小学校に学ぶ中国系とインド系の子どもたちは中国語、タミール語の他に国語であるマレーシア語とさらに英語の合わせて3言語を学ばなければならない。マレー系の子どもたちにしても英語は学ばなければならない、また学校外においてイスラム教のためにアラビア語を学ぶので負担はやはり大き

い。当然のこととして一般的な学力が十分身につかないという問題が起り、小学校のカリキュラムは1983年に読み書き算数に特に重点を置いたものへと改革が行われた。小学校カリキュラムは次の第1表の通りである。また、マレー系の生徒にはイスラムの宗教教育の時間が設けられ、他方、信仰の異なる中国系、インド系の子どもたちはその時間を母語の学習に充てられるようになっていた。これはイスラムを国教としつつ、(マレー系以外の)信仰の自由を保障するための方策であった。しかし、中国系、インド系の生徒にも明確な形で価値を教えるために道徳教育が教科として置かれるようになった。

第1表〔小学校カリキュラム構成〕

分野	構成要素	教科	
コミュニケーション	基本技能	段階1 教授用語 マレーシア語 英語	段階2 教授用語 マレーシア語 英語
		数学	数学
人間と周囲の世界	精神・価値 態度	イスラム宗教教育 道徳教育	イスラム宗教教育 道徳教育
	人間と周辺	——	世界と人間
個性の発達	芸能 レクリエーション	音楽	音楽
		美術教育	美術教育
		体育	体育

- 国民学校および国民小学校の教授用語はマレーシア語
中国学校、タミール学校の教授用語はそれぞれ中国語とタミール語
- イスラム教の生徒およびそれを選択する他の生徒がイスラム宗教教育を受ける間、その他の宗教を信仰する生徒は道徳教育の教科を学習するのが望ましい
- 言語と数学の授業時間は、第1段階で総時間数の77.2%、第2段階で64.6%を占める。

[Kementerian Pelajaran Malaysia, Kurikulum Baru Sekolah Rendah, Dewan Bahasa dan Pustaka, Kuala Lumpur 1983]

4. 社会変容とイスラム共同体

教育に対する人々の志向性はそれがもたらす経済的利益や社会的な地位とかかわっている。村落部に

おいてもその関係は歴史的に変化してきた。かつては、コーランの基礎的な学習を終えた後は、伝統的な寄宿塾ポンドックに入り宗教教師(グル・ウガマ)の下で学んだ。いくつかのポンドックで学び学識を身につけた者は村に帰って、コーランを教えたり新たにポンドックを開設するなどして村の指導的な地位を得た。その後、植民地支配によって州のイスラム行政が整備され、宗教役人養成のためのマドラサが設立される。これが新たな出世のコースとなり、そこに進学するためのアラビア語学校や宗教学校が地域にも民間の力で作られた。

独立後は国語であるマレーシア語を教授用語とする小学校、中学校が増加した。それによってアラビア語学校の生徒が減少するが、これも新たな社会移動の道が開かれたという同じような理由からである。さらに新経済政策の下での英語学校のマレーシア語への転換をはじめとする改革は国民学校で学ぶことのメリットを高める結果となり、アラビア語学校および宗教学校のより一層の後退を招いた。マレー系の子どもには学校教育を通して、知識、技能、資格を身につけ社会的に上昇移動することが期待されている。

宗教学校を取り巻くこのような状況に対して各州では、宗教学校視学の任命、宗教学校局の設置、民間宗教学校の州政府への移管と財政的な援助、州独自の宗教教育資格試験の設置などの対策が講じられた。しかし、州都の整備された一部のイスラム中等学校を除いては、マレーシア語を教授用語とする連邦政府教育省の学校にたちうちできなくなっているのが現状である。州立の宗教学校の中には財政的な援助を受けるために連邦政府の教育省へ移管さ

れる所もでてきている。

しかし、このことはイスラムの影響力の低下を示すものではない。開発や近代化とともに宗教離れ、世俗化が起きているとは決して言えない。学校教育で不足するイスラム学習を補うかたちで午後や夜間に開かれる宗教学校やコーラン学習に、親たちは以前より熱心に子どもを送っている面も見られる。それは、急激な社会変容の中でマレー系の人々が以前にもましてイスラムに拠り所を求めており、その一つのあらわれとも言える。マレー系の人々の場合、イスラムは民族的なアイデンティティと結び付いているものである。開発に対してマレー系の内部から出てくる批判もイスラムに基礎づけられている。政府によるイスラムへのテコ入れは他人種の人々の警戒と反発を招くものであるにも拘らず、真剣に対応せざるをえない。イスラムの強化を目指すダッワ運動が、政府あるいは民間の手で熱心に行われており、イスラミック・リバイバリズムとも呼ばれる現象が見られる。

おわりに

マレーシアの教育は複合社会という固有の問題に色づけられており、身近なこととして捉えるのは難しい。一般的なマイノリティの問題と同列に考えることはできないが、民族文化・言語とかかわって国民教育制度なるものをあらためて検討しなおす契機を与えてくれるものである。

現在、マレーシアではマレー系優遇策によって都市部におけるマレー人の雇用が増加し、都市に住むマレー人の数が増えている。しかし、彼らの多くは農村を離れて都市に住んだからといって、カンボン

的な生活を失うわけではない。都市カンボンと呼び得るような住形態も現れてきている。都市の低所得層を対象とした調査では、仕事を持つ母親の多くが子どもの世話を親戚あるいは近所の人に任せているという結果が出ている。これは言わばカンボン的な形態であり、福祉の遅れを家族と共同体の伝統的な在り方が救っているということもできる。

日本の社会の在り方に一つの示唆を与えるのは伝統的な家族制度と共同体の性格であろう。囲い込みと閉鎖性に特徴づけられる日本のそれとは対照的に家族も共同体も境界が曖昧である。そのため子どもが保護されるべき家族の範囲はその両親だけでなく広がりを持つとともに、地域の共同体も子どもたちに対して寛容である。日本の場合は夫婦と未婚の子どもで構成される家族という枠が強くなりすぎたように思われる。欠損家庭の子どもは福祉に依存せざるをえず、それでもなお社会的な差別を免れない。

しかし、マレーシアの場合、ルーズな社会における統合力として作用しているのがイスラムであるという点にも注意する必要がある。それは世俗的な利害にかかわり無く普遍性を持っている。共同体の自立性は失われつつあるけれども、統合要素がイスラムであるがゆえに行動規範に関して共同体が教育の責任を担い続けるであろう。日本の場合は全く状況が異なるけれども、それでも家族、地域社会、学校がもう少し開かれたものになり、共同で子どもを育て責任を持つ方向に進めないだろうか。

*文献

口羽益生・坪内良博・前田成文編『マレー農村の研究』、創文社、1976年
綾部恒雄・永積昭編『もっと知りたいマレーシア』、弘文堂、1983年
堀井健三「アミトラ政策下におけるイスラム原理運動と村落社会の変動」
『アジア経済』第28巻第2号、1987年2月

解説 国際連合児童権利条約の 成立に向けて

ふく だ たり ほ
福 田 垂 穂

明治学院大学教授

それぞれの立場とそれぞれの思いで、元号の改まった新しい年を歩み始めたわれわれであるが、「平成」の出典の通りに、平和が国の内にも外にも、また天にも地にも成ることを願わずにはいられない。真の平和の到来こそ、究極的に児童の人権の保障につながるからであり、発展途上国への援助金の総額が、当の被援助国が無益な対立と紛争のために費やす軍事費の総額を下回るような愚挙の続く限り、飢えてゆく子どもたち、初期医療も受けられない母子、学校にも行けない子どもたちを無くすことは、現実に望めないからである。

しかし、児童の福祉に関心を持つわれわれの間には、この年ひとつの明るい希望がひらけている。それは、恐らく今秋の国連総会で、過去10年準備の進められてきた「国際連合児童権利条約」案が可決成立する見通しが強いからである。

ここで「おや、おかしいな」と思われる読者がおいでかも知れない。「そんなものは、とっくの昔に出来ていたのではなかったらうか？」と。確かにこれまでいくつかの国際的な児童権利宣言はある。またわが国も含め、国別には児童憲章や、児童福祉法、青少年法などを制定している場合も多い。しかし、

児童の権利を正面から取り上げてこれを国際的条約としたものは無いのである。いや「児童の権利」という概念、さらに言えば「人権」思想そのものが、国際的に定着したのは、客観的に言って、長い人間の歴史のほんの昨日のことに過ぎないのである。それを簡単に振り返ってみよう。

イギリスの貴族と国王の間に結ばれた13世紀のマグナカルタ(大憲章)、議会の承諾無しには国王が加税できないようにした17世紀の「権利請願」はよく知られているが、国民すべての基本的人権が明らかに成文化されるのは、アメリカの独立宣言(1776年)であろう。そこには、「われわれは自明の真理として、すべての人は平等に創られ、創造主に依って、奪われることのない天賦の権利を付与され、そのなかに生命、自由および幸福追究の含まれることを信ずるものである」と記されている。傍点の字句がそのままわが国現行憲法第13条に移されていることも注意すべきである。次いで、アメリカの独立と相互に強く影響し合いながら起こったフランス大革命(1789年)では例の「人は自由かつ権利において平等のものとして生まれかつ存在する」という市民の権利宣言が行われるのである。こうして、人権思想は徐々

にヨーロッパ世界に浸透してゆくのであるが、それが児童にまで及ぶのは容易なことではなかった。ルソーの「エミール」や、ペスタロッチの「ゲルトルート教育法」あるいは当時の少年たちのひどい生活状況を活写したディッケンズの「オリバーツイスト」が18～19世紀にかけて現われたのは、ようやく、大人たちが、子どもの存在の独自性と彼らに及ぼす社会的環境の重大な影響に気が付き始めたからではなかったろうか。とはいいいながら、児童を成人の救貧院から分離して収容する法律がニューヨークで初めて成立したのは、19世紀も後半の1875年であったし、イギリスが幼児虐待防止法、幼児福祉法を制定したのは、さらに下って1889年、今からちょうど100年前でしかなかったのだ。

国際的に児童を守る何らかの共通基盤の必要性が一挙に高まったのは、4年間にわたり地球の半分を巻きこんだ第一次世界大戦の終わったヨーロッパに溢れた、親を失い、家を失い、国籍さえわからなくなった幾10万とも知れない子どもたちの姿であった。1922年にはイギリスが「世界児童憲章」の制定を提案し、1924年、現在の国際連合の前身と言える当時の国際連盟(The League of Nations)は、初めて国際的な児童権利宣言(いわゆるジェネヴァ宣言)を採択したのであった。

これは前文と5カ条の本文から成っていて、すべての国のすべての男女が、子どもに対し最善の努力を果たすべき義務を負うことを認めた上で、(1)児童の発達権の保障、(2)要保護児童への接近の原則、(3)児童に対する救済最優先の原則、(4)児童の自立促進と搾取からの保護、(5)児童育成の究極目標としての

人類への奉仕を謳い上げている。

この宣言の波及効果のひとつに、アメリカの児童憲章制定や、わが国における大正後期から昭和初期にかけての児童保護立法策定の動きや児童教育・文化運動の高揚を数えることができよう。

それにもかかわらず、大人たちはそれから15年しか経たない1939年、再びさらに大規模でさらに悲惨な殺戮の中に子どもまで巻きこむ6年間に及ぶ第二次世界大戦を惹き起こしてしまう。それがようやく終結に近付いた1945年、国際連盟をさらに発展させた国際平和機構を目指す、現在の国際連合(The United Nations)が発足する。国連は、第二次大戦が、基本的人権である生存権、思想信条の自由権、幸福追求権などを恐怖と圧制の下に晒した暗黒時代であったとの認識に立って、先ず「世界人権宣言」を1948年に採択し、さらに結果として戦争の災禍が最も痛ましい形で及んだ児童の問題を取り上げ、1959年に「児童権利宣言」を行ったのであった。

これは、ジェネヴァ宣言の精神を継承し、人類が児童に最善のものを与える義務のあることを再確認しながら、この宣言に加わった当事国が、立法その他の措置に反映させるべき10カ条の原則を示したのであった。そのエッセンスは以下の通りである。

(1)無差別平等の権利主体としての児童、(2)社会的発達保障と法による最善の利益確保、(3)姓名国籍を持つ権利、(4)健康な発育権と周産期の母性保護、(5)障害児の治療・教育・保護の保障、(6)愛情・道徳・物質的保障と家庭の尊重及び代替家庭の確保、(7)教育の機会均等とレクリエーション権、(8)児童保護と救済の優先性、(9)放任虐待からの保護、(10)友愛と平

和に向かう児童の育成原理。

それから20年後の1979年、国連はこの原則的な理念がどの程度実体化され、政策化されたのか、3.5億に上る学校にも行けず、医療も受けられず、食事さえ十分にはとれない子どもたちのいる現実を、各国がどう捉え、どう対応しようとするのか、そのために国際的連帯をいかに強化すべきなのかの総点検を呼びかけて、「国際児童年」(International Year of the Child)を定めた。

実はこの年に、ポーランドからひとつの提案がなされた。宣言や憲章を越えた国際的な児童権利条約を制定すべき時がきているという主張であり、その認識に立った草案を国連人権委員会に提出したのである。原則的理想的な性格で強制力もないソフトロウ(柔らかい法律)である憲章ではもはや意味がないという立場と、文化の違い、社会経済的水準の相異などを超えて共通な強制力を及ぼす条約締結が現実に可能なのだろうかという論争を巻き起こしながらも、慎重な検討が作業委員会に委ねられた。人権委員会を構成する43ヵ国の代表がこの作業委に加わり、ユニセフや国際労働機構等の国際団体、さらに非政府団体等の意見を徴しながら作業は進められた。第一次、第二次草案が国連加盟各国へ送られて新たな提案、修正が加えられるという反復作業の中から条約採択の目標を、国際児童年から10年目、児童権利宣言の30周年に当たる1989年すなわち今年度の総会に置いて、いよいよ詰めの段階に入っているというのが目下の情勢である。草案のタイトルにはConventionという文字が用いられていて、これは一般にTreaty(条約)よりははやや強制力の無い協約、申し合わせと

いうニュアンスになるが、日本語に置き換える場合には、「条約」として良いであろうし、それが理想的倫理的原則的な宣言や憲章より、遙かに強いインパクトをもって、国内法との調整や修正を迫るものであろうことは疑いない。

国際連合の中で、次第にその存在の重さを加えつつあるわが国であるが、こと国際条約や協定に関しては、採択に際し賛成の一票は投じるが、国内法等との調整に時間を掛け過ぎてなかなか批准に至らないという芳しくない受け取られかたもある。こうしたことが起こらないように、法曹界、福祉行政や児童福祉の研究実践に当たるものすべてが、この草案に強い関心を寄せ成立への支援を惜しまないで欲しいと願うものである。

さてその内容であるが、これはやや長文の前文と、31ヵ条の条文から成っている。条約だけに、定義、用語、修正改廃の手続きに関する条項等もあるので、そうしたものを除き、またこれまで宣言等に盛り込まれた原則論や、わが国の現状とすでに合致している種類のを省いて、今後批准に至る過程で問題となりそうな部分、あるいは新しい提案等に絞った幾つかの点を取り上げておきたい。

前文は、国連憲章、世界人権宣言、そこに含まれる児童人権に言及された部分、ジェネヴァ宣言から国連児童権利宣言の精神を想起しながら、人間の尊厳と基本的人権保障こそ平和世界形成の基盤であり、その中で特に児童は特別な配慮と保護を必要とする存在であることを再確認し、さらに家族が人格形成と発達の基本的最重要の場であるとの認識を新たにしながらこの条約に各国が同意するのだという趣旨

の呼びかけとなっている。

18歳未満の全員を児童とし、その生存権発達権の

保障や、名前と国籍を持つ権利に続く第3条「児童の最善の利益」は注目すべきである。ここでは公私



DCI/UNICEF Briefing Kit



The future United Nations Convention on the Rights of the Child

Since 1979, a Working Group of the United Nations Commission on Human Rights has been drafting the text of a Convention on the Rights of the Child. This drafting process is now in its final stages. With a little effort, it could well be completed by 1989, a very symbolic year for children, as it will mark the 30th anniversary of the Declaration of the Rights of the Child and the 10th anniversary of the International Year of the Child.

When it enters into force, this convention will set universally agreed standards for the protection of children and will provide an invaluable framework for elaborating programmes to improve the situation of children.

The United Nations Children's Fund (UNICEF) and Defence for Children International (DCI) are pleased to present this briefing kit on the future Convention on the Rights of the Child. We hope that by distributing the kit widely to governments, international organisations, mass media, national and community groups, we will be able to generate broad-based public interest in this convention and create a positive non-confrontational climate for its entry into force.

Each document in this kit is written so that it can be used as a single article or as one in a series of five. The kit exists in English, French and Spanish. The contents may be reproduced freely in the mass media or by groups wishing to translate all or parts of the kit into other languages.

DCI and UNICEF gratefully acknowledge the support and technical advice of the United Nations Centre for Human Rights, and we would also like to thank the many Government and NGO representatives who have offered invaluable comments during the preparation of this material.

Nigel Cantwell
Director of Programmes
Defence for Children International

Marco Vianello-Chiodo
Deputy Executive Director, External Relations
UNICEF

December 1987

の社会福祉機関、司法的行政的児童への働きかけのすべてが、児童にとって最善の利益を優先すべきであり、そのために、自らの見解をまとめる能力のある児童は必ず自分の意見を直接若しくは代理人を通して述べる機会を与えられるべきだとしている。また児童養護に当たる施設職員専門的スーパービジョンの保障も謳われている。

この条項は、福祉事務所、児童相談所、家庭裁判所、少年警察等の各種措置過程の現状に大きな警鐘を鳴らすことになろうし、適切なスーパービジョンの問題も、ほとんど無に等しい現状をどう改善してゆけるのか、その実施にきびしい問いかけとなるであろう。

第7条はこれに関連

国際児童権利条約の制定に向けて、協力を呼びかけるユニセフ、国際児童保護連盟からの文書

して再び児童の意見表明権、さらに、思想、良心、宗教の権利にも触れている。わが国の場合一方で宗教に対する寛容さあるいはルーズさがある反面、明確な宗教的立場を持つ者に一種の警戒を示す傾向があり、こうした点も今後児童の施設送致等の際慎重に考慮すべき問題となつてこよう。

第6条と8条は相関関係にある。児童が親の愛護を受ける権利と、親の第一次的養育責任の確認である。この中、別居中の親に子どもが個人的直接的定例的に接触する権利を規定しているのも重要である。別居、離婚は大人の側の都合であり、面接権接触権は子どものものであるという思想は論議を呼ぶことであろうが、この立場は目下急速に国際的見解として受け入れられつつあることも理解すべきであろう。

第10条では代替家庭の確保を規定している。養子縁組、里親委託、居住型施設等、わが国の場合形式的には整備されているが、今後はその養護の質やスーパービジョンの問題、あるいは先述の措置過程における当事者としての児童の位置づけなどが十分に検討されなければなるまい。

第12条は障害児の権利にかかわる条項である。これも原則論の部分には問題ないが、障害児に対応する社会資源の拡大のみならず、特別なニーズを配慮して、可能な限り無償でサービスが供給されるように、また文化的精神的側面も含めた、全面的統合的なサービスが保障されるべきであるという規定は、将来目標としても相当の困難性を伴うものと言えよう。

第19条の18歳未満の者に対する死刑または釈放の可能性の無い終身刑の禁止条項も論議を呼ぶであろ

う。

最後に、第22条の「児童権利委員会」の設置に触れておきたい。この条約が成立し、施行された場合、その各国における実施状況、責任遂行を審査するため、人格高潔にして有能なこの領域の専門家10人によって構成される委員会を新設しようというのである。委員の任期は4年で2年毎に半数が交代する。各国はそれぞれ1名の候補者を指名し、当事国の3分の2以上が出席する会合で選ばれることになる。当事国は、この委員会に対し、条約履行の状況を、当初2年目に、以後は5年毎に報告の義務を負うことになる。委員会は2年毎に国連総会に報告する他、必要に応じて当事国への勧告を行う等が規定されている。つまり、単なる申し合わせや倫理的責任ではなく、実行責任が当事国に求められ、そのチェックと審査勧告機関として機能する委員会なのである。またこの条約は、20ヵ国以上の批准が終わった時点でその効力を発生する取り決めになっている。

1989年秋以降の総会で採択されるまでには尚種々の論議も交わされることであろうし、わが国の政府自体の姿勢が、この条約の作業進行に必ずしも積極的ではないという印象を持たれているのも残念である。

法制的に、またサービスメニューの形式的豊かさにおいては世界のトップレベルにありながら、児童福祉サービスの質、これを担うワーカーに対する制度的あいまいさ、何よりも児童の利益を最優先させる原則的理解とその実践の不徹底さにおいて、多くの弱点を抱えるわが国の児童福祉再検討の機運が、この条約成立に向かう国際的な流れの中から盛り上がることを期待したい。

解説

インドネシアにおける 児童福祉事業

ジスカ・ロカンディア(Ziska Lokandia)

インドネシア社会省養子縁組課長

はじめに

若い世代は国家発展の担い手であるが、インドネシアの子どもたちはインドネシアの5大原則であるパンチャシラと1945年憲法に則って、民族と国家を永続させる義務と責任をもっている。

そのために、若い世代は肉体的に成長し、精神的、社会的に発達する機会を十分に与えられるべきである。しかし、その過程で精神的あるいは外的な要因によるさまざまな問題に直面することであろう。これらの問題は、彼らの成長や発達、ひいては国家発展の担い手としての責任と義務の履行を妨げることになるかもしれない。

そこで、彼らを支援するための活動やプログラムが必要となる。すなわち、家族、教育施設、地域社会や政府などあらゆる方面から責任を持った参加が要請されるのである。

これらをなし遂げるために、児童福祉事業の内容はさらに充実されていかなければならない。そして、国の人的資源の一部である子どもたちは、公正でかつ豊かな社会の実現に向けて効率的、効果的に貢献し、また同時にその恩恵を受けることができるのである。

国家哲学と児童福祉政策

国家哲学や国民の生活信条の根底には、パンチャシラの原則がある。それは

- ①神への信仰
- ②公正でかつ教養の高い人道主義
- ③インドネシア統一の民族主義
- ④代表制の叡智によって指導される民主主義
- ⑤インドネシア全国民のための社会正義

であり、これらは日常生活のすべてにまたがり、そして開発に当たってのすべての推進力となっている。

第4次5ヵ年開発計画下における社会福祉の目標は、サービス、予防、開発の活力となる活動を拡大することである。人々の社会意識や社会的責任感を高めることに重点がおかれている。その実現のため、多くの国民が社会福祉分野におけるさまざまな問題を解決し、社会的価値観や社会的態度を高めることによって、社会福祉の発展に寄与できるように努力しており、さらに自助の態度を醸成しようとしている。

そのため、政府はさまざまな社会福祉問題の解決に当たって、施設ケアと社会復帰センターを通じてのサービスを行っている。1984年大統領令No.15によると、社会省の主業務の一つは社会福祉の向上を図

ることである。そして、社会福祉を充実させるために、社会省を中心に、教育省、保健省、宗教省などがかかわっている。

社会省では児童福祉について、次の考え方に基いてその充実を図っている。

- ①児童福祉の発展は子どもたちの幸福を目指すものである。児童福祉を発展させる責任は政府と社会にある。
- ②児童福祉における予防と促進のための機能は、社会復帰と援助のための機関と協力していくことである。そして、それは家族や社会、教育機関を含む社会的情報と指導を通して行う。
- ③社会福祉資源は、解決可能な社会福祉問題を解決へと導き、充実させるために活用する。

その対象となるのは、直接的には①貧困な子ども ②非行傾向のある子ども ③麻薬中毒の子ども ④障害児で、さらに、予防や社会復帰、開発のためのサービスを扱う下部組織も対象である。

インドネシア社会福祉協議会と児童福祉体制

児童福祉事業は政府、半官半民組織および非政府機構(NGO)によって具体的に実施される。そこで、インドネシアの児童福祉を考えるために、非政府団体であるインドネシア社会福祉協議会の活動の概略を紹介したいと思う。

インドネシア社会福祉協議会は、国際社会福祉協議会がワシントンで開催されたその翌年の1967年に、社会省のイニシアチブで設立された。国家と自立の精神をもつ人々が協力すれば、社会福祉は永久不変の実を結ぶであろう。これがインドネシア社会福祉

協議会のモットーである。

社会福祉協議会は、組織、個人の如何にかかわらず、社会に潜在するさまざまな可能性と専門的知識を結びつける役目をしている。またそれぞれの民間福祉団体と政府機関とが協同で福祉活動をするための連絡調整機能を持っている。さらに、社会省の後援のもとに、ボランティアのソーシャル・ワーカーと訓練されたコミュニティー・ソーシャル・ワーカーとが効果的かつ効率的に協力できるような試みが常になされている。このようなさまざまな社会福祉機関をまとめるために、科学的アプローチを試みている。すなわち、これらの団体は、社会福祉を充実させるための責任を分かち合っているのである。

社会福祉を充実することは、生活状態と社会生活を直接的に改善する最も重要な手段である。そうすることによって社会はよりよい状態となり、国民が国の発展のために、より積極的に参加しやすくなるであろう。上述したような努力は、インドネシア国民全体の生活水準を引き上げる国家努力の重要な一部分といえよう。

中央統計局の人口推計によると、1988年の全人口は約1億7千万人で、その50%が子どもたちである。そのうち約7千万人が0歳から14歳の子どもたちである。

従って、児童福祉の充実は、家庭福祉を具体化するための活動と切り離しては考えられない。児童福祉活動が本来社会的変化をもたらすことを目的としているという意味において、児童福祉を充実させるための政策やアプローチは大いに社会的な活動であるといえる。これらの政策やアプローチは、とりわ

け貧困階級以下の生活をしている階層には大きな影響を及ぼすであろう。

ハンディを負った恵まれない子どもたちに対する援護と援助は、地域活動を通して行うことに重きがおかれている。施設での処遇をしないわけではないが、この方法によってこれらの子どもたちの問題が相当解決できるであろう。

小学校教育に関する大統領令によって、不就学児童の数は減ってきているが、不就学率はまだまだ高く、大きな問題である。就学前児童(0～5歳)のためには、広範囲なケア・教育プログラムの開発が計画されている。それは、栄養や健康に関する母親への教育と関連づけられている。就労している母親の子どもには特に注意が払われている。障害児に対しては、社会福祉協議会は1970年からその特別教育の水準を高め、一般の子どもと同じように基本的ニーズを満たせるように考慮している。

社会福祉協議会は地域社会開発の事業計画を直接運営してはいないが、“パイロット・プロジェクト”を行っている。これらの計画の成功は積極的に地域社会をサポートし、同時に、この地域社会において役に立つ計画として、長期的に発展するための資源となることは明白である。社会福祉協議会は、これらの活動を通して国の社会福祉の発展に寄与し、促進する触媒としての役目を果たしている。

福祉事業の種類

1. 居宅処遇

(1) 地域社会開発

低所得、失業、大家族をかかえた労働者階級の人

々で構成されているスラム街や低所得者層の住む都市は、栄養失調、清浄水の供給の欠如、劣悪な衛生環境、文盲、非行、学童の落ちこぼれや欠席などの問題に常に直面している。そのために、次のような事業をしている。

- ① 栄養センター：保育室を併設し、母親への指導も行う施設
 - ② 健康サービス：子どものための免疫と予防注射のプログラム、健康保険制度の導入、健康教育とそのための訓練施設、衛生と環境改善の活動プログラム
 - ③ 教育活動：増収に役立つ技術習得のための教育、コミュニティー・スクール、乳幼児のための活動と教育プログラム
 - ④ 社会経済活動：応用技術の導入、共同活動を通じての生産・マーケティングの改善、相互互助会の導入、増収のための意欲づけ
 - ⑤ 社会福祉事業に基づいた地域活動：児童教育のための家族援助、コミュニティーのメンバーによる放置された児童と年長児のケアおよび障害児のリハビリテーションとインテグレーション
- (2) 5歳未満児のためのサービス

インドネシア人口の約21%は就学前児童である。この事業の対象となるのは、郊外や人口過密によって社会状態が複雑化している地域の子どもたちである。この子どもたちにとって、栄養と健康は生命にかかわる2大事項で、ファミリー・サポート・サービスが重要となる。両親にできる限り早い時期に効果的な家族計画の紹介、指導をすることが必要である。

そのために保育所と幼児教育センターを準備し、

①栄養の供給 ②教育と技術訓練 ③免疫、健康診断、規則的な体重測定 ④両親に対する家族計画プログラムへの参加呼びかけ ⑤増収 ⑥コミュニケーション・フォーラムなどの社会的活動を実施している。

(3)経済的に恵まれない子どもたちへのサービス

貧困、孤児、家庭崩壊など多くの理由により、訓練のための施設を利用できない就学期児童が多数いる。初等学校での義務教育は効果的なので、これらの子どもたちのためのサービスを促進する努力がなされている。

それらは、①奨学金 ②衣料、教材の支給 ③補助的な栄養補給 ④日曜日ごとに開く芸術、絵画、演劇などの課外授業 ⑤図書館の建設 ⑥増収のために、子どもたちに新聞売り、タバコ売り、パン売りなどを紹介 ⑦スポーツ活動、ボーイスカウト、ガールスカウト、レクリエーション ⑧精神的指導 ⑨技術訓練などである。

(4)クリエイティビティー・センター

インドネシアの多くの子どもたちは組織化された活動をしていない。さらに、青年のための公式な施設や事業は一般的に家族の経費で賄うには経費がかかりすぎる。そのため、思春期の子どもたちや若い男女が技術的訓練をしたり、国の文化を維持するための施設の需要は極めて大きい。このための適切な対応が彼らにインドネシア国家の一員として社会に建設的に貢献する機会と、さらにより良い生活の場を与えることになるであろう。

そのために、①技術訓練コース、②ダンス、演劇、絵画などの芸術の勉強 ③健全な自己表現や社会的交際のためのセミナーやグループ・ミーティング ④精神的指導 ⑤レクリエーション ⑥治水事業への援助 ⑦孤児や貧困な子どもたちへの援助 ⑧若者による自主活動 ⑨チャリティー行事への参加 ⑩スポーツ活動などを行っている。

(5)家庭援助事業

これは、まず第一に好ましくない環境におかれていたり、長期間問題を解決できない子どもたちを直接援助する事業である。この子どもたちの問題解決には、彼らの家族環境や家族の生活様式に影響を与えている地域社会に広範囲な配慮を払うことが重要である。

ジャカルタ周辺にはかなりの数の孤児や遺棄児がいる。さらに社会の発展に伴い生じた家庭崩壊があり、望まれなかった子どもたちがいる。このように



5歳未満児の体重測定

政府の救済策を上回るさまざまな社会問題があるが、これらの問題は政府と地域の両者の協力によって解決していかねばならない。

そのために次の活動を実施している。①技術訓練 ②家族に対する増取のための指導 ③自営業に対する無利息補助金の支給 ④生協スタイルのファミリー・サービス・ストアを通じての日常品の供給 ⑤貯蓄貸付機関 ⑥家族の安全と繁栄を確保するための有効な情報を提供するために、コミュニケーション・フォーラムを開催 ⑦家族の葛藤を解決するための家庭相談室の運営。

(6)保健サービス

低所得層の人々はさまざまな社会問題と同時に、皮膚病や慢性の呼吸器病、骨の病気、栄養失調、赤痢などの医療問題もかかえている。そのため、地域の保健センターを通してのビタミン剤や薬の配布、栄養や家族の健康についての教育、さらに病院と協力しての定期健康診断を行っている。

2.施設処遇

保育所、乳児院、非行児・麻薬中毒者の更生施設、貧困な家庭の児童や孤児の施設がある。就労する母親を援助するための保育所は会社や工場、マーケットなどに設置されている。非行児のリハビリテーション・ホームは社会的態度や自信を得るための指導をしており、1986年と1987年の2年間に1,600人の非行児が社会復帰した。孤児院の必要性はいまもって非常に高く、地域社会における連帯意識を高めることは、居宅処遇を進める一助となるであろう。児童養護制度は少しずつ拡大してきているが、家族の経済状態によりむずかしいのが現状である。

プログラム実施に当たっての問題と制約

プログラム実施に当たって直面し、解決しなければならぬ問題は、次の通りである。

- ①予算が限られていること。
- ②訓練されたフィールド・ワーカーの数が少ないこと。
- ③対象となる子どもたちの数が膨大であること。
- ④社会問題がふえていること。

従って、児童福祉・家族福祉の分野でまだまだやるべきことはたくさんある。さまざまに条件の違う地域の状況を考慮して、効果的に解決していかねばならない。児童福祉法によって、児童福祉分野におけるプログラムは拡大、改善され、効果的に実現するであろう。

結論

児童福祉事業の目標は、貧しい子どもたちや非行児童、そして麻薬の中毒者が彼ら自身で立派に成長できるように、プログラムをつくり、指導し、開発し、ケアしていくことである。彼らが家族や地域社会において人間本来の社会的機能を果たせるようにすることが目的である。さらに、障害児にとっては、成長し、社会復帰し、一般社会において社会的機能を果たせるように援助することである。

青少年が児童福祉の向上に参加できるように数々の努力が払われているが、解決すべき問題や制約は、いまもって数多くある。しかし、将来子どもたちは国家の発展に寄与し、その発展の恩恵を受けることができるすばらしい市民になるであろう。

(本稿は、1988年度資生堂アジア児童福祉交流研修の参加者報告書を翻訳し、まとめたものです。)

中国の1人っ子家庭の課題

Lin Xiao Guang
林 曉 光

中央大学大学院博士前期課程 留学生

Ge Hui Fen
葛 慧 芬

立命館大学大学院博士前期課程 留学生

TOPICS

1. 中国の人口問題と一胎化政策

史書による最初の夏朝から4,120年を経て、1949年に中華人民共和国が建国されるが、この年の人口は約5億7千万人である。ところで、年平均の人口の自然増加率は、この4,120年間0.1%であったものが、1950年代には2.3%、1960年代には2.6%と上昇し、1988年には総人口約10億7千万人と激増している。しかも、今後100年間の中国の経済発展と食料資源の見通しは、約7億人の人口の衣食住を確保できるにすぎない。

そこで政府は、1970年代前半から緊急の産児制限政策に入り、70年代後半には少数民族地域を除く全国に「一胎化」つまり「1人っ子化」を明確に推進し、多子出産の夫婦には、給与の差し引きや給与・地位上昇の機会喪失、という懲罰措置をもって対したのである。むろん政府は、この政策が、長期展望上最適なものではなく、ただただ人口の加速的増加を防止せんがための緊急的措置であることをよく知っている。いずれにしても、その後の人口の年平均自然増加率は、1.2~1.5%に低下し、この「1人っ子化」が中国の家庭の基本パターンとして、定着してきている。例えば、中国第3の大都市である天津

では、1983年に1人っ子家庭は総戸数の24%、46万戸であり、1990年にはこれが50%を超え、1995年には70%を超える可能性が推測されている。

2. 1人っ子家庭の特徴

(1) 1人っ子中心の消費パターン

上記の天津市の調査によると、10歳までにかかる子どもへの家計消費は、1人っ子が4,280元（1元は約35円）、非1人っ子はきょうだい全部で3,200元である。また、1人っ子家庭では、月平均消費額は、10歳前後の子どもが35.5元、親1人当たりが33.6元であり、以後の加齢とともに、この差はますます開く。他方、非1人っ子家庭では、常に親の方が多額であり、中国の家計消費の伝統に合致している。そのほか、テレビ、テーブ・レコーダー、ビデオなどの高級品や、週末の映画、公園遊び、外食なども、多く子どものためであり、これらを含めると、1人っ子への消費は、優に家計支出の半ばに近い。

なお、1人当たり年国民所得は、先進諸国が少なくとも6,000ドル以上であるのに、中国は300ドルであり、また、中国の労働者の月平均収入は110元で、うち20元が貯蓄されるが、家計上は共働きでこの約

2倍となる。

ともかく以上のことは、1人っ子への消費過熱と、親自身の消費欲望の鈍化をもたらし、しかも、このことが今や、1人っ子家庭に広く模倣される同調意識の消費基準となってきた。数都市における調査でも、親の職歴、職種、地位、給与に格差はあっても、よその子に劣ってほしくないというわが子への消費水準には、さしたる差はない。それだけに低所得の親は、自己の消費欲望を過剰に抑圧していることになる。

(2) 1人っ子中心の余暇時間の配分

職場労働以外の余暇時間の配分について、天津市の調査では、親が10歳までの子どもの世話に用いる1日当たりの時間は、1人っ子が6.9時間（うち母親5.3時間、父親1.6時間）、非1人っ子全部が3.4時間（うち母親2.6時間、父親0.8時間）であり、この差はその後の加齢とともに拡大化する。つまり、子どもの数が少ないほど、親の子どもの世話への時間配分は多くなり（反比例）、逆に、親自身のための余暇時間は少なくなる（正比例）。

1人っ子の親、特に母親はまさに毎日の余暇時間の73%を子どもとの過密接触に使っており、食事中は米にむせないか、歩けば転倒、遊べば蚊害と心配のいとまもなく、小学生に衣服の着脱、中学生に登下校の送迎をする母親もある。そして、家庭での掃除、洗たく、買物、炊事など、家事は断固として子どもにやらせない。多くの親は、以前もっていた自分の趣味や興味、関心をすべて放棄し、テレビ以外に新聞を読むひまもないありさまで、ここでもこうした欲望をひどく抑圧している。



(3) 1人っ子に対する親の専制、支配的な将来プランの強行

1983年、中国第1の大都市である上海^{いかに}の調査によると、年齢、職業、社会的地位にかなりの差がある親たちの間でも、こと子どもの将来プランとなると、ほとんど差がなかった。4年制大学卒への期待は75.5%、高校、専門学校、短大卒への期待は、17.5%であり、また、就職では、エンジニア、医師、科学者、芸術家、教師など頭脳労働が69.5%、労働者、スポーツ・マン、サービス・マンなど筋肉労働が10.4%であった。こうした将来への高い期待傾向を生む要因としては、次のことがあろう。

1つは、伝統的な「望子成竜」で、わが子を、人の上に頭角を現わし威勢を振るう人物にならせよう、との考え方であり、1950～60年代の5、6子の多子家

庭と異なって1人っ子であるがゆえに、妊娠時から子の結婚まで、親は綿密に具体的にこの企画を立て、その遂行に集中するのである。1例をあげれば、福建省の創業間がない小出版社が、全国的な出版業の不況にかかわらず、年当たり利潤100万元を越し7層のビルを建て大成功をおさめたのは、この親たちの希求に応える育児書、とりわけテープ付きの『胎教と胎教音楽』を出し、超ベスト・セラーになったことによる。

2つは、学歴・職歴社会の価値流行である。1978年の鄧小平政権の発足と全面改革策により、それまでの筋肉労働優先から頭脳労働の知識人優先となり、10数年間廃止されていた大学の受験制度も同年に復活した。1人っ子の親たちは、就職、給与、職階、抜擢、社会的地位の有利さを決定づけるであろう高学歴、そしてそのための強い競争力と高い能力を等しくわが子に求めるようになった。しかし、1982年の統計によると、中国の高校卒業者の大学進学率はわずか5%であり、頭脳労働者も就業人口（個人企業を除く）わずか5%にすぎず、この大改善は早急には見込みがない。前記の上海市の親の子に対する期待度と比べても、極めて現実には厳しい。

そこで、とくに1人っ子の親は、日常の子どもの衣食住の世話を至れり尽くせりする親切な顔の反面、自己の職業、専攻、関心、志向により選定した4年制大学の学科（多く理工系）合格のため、わが子に勉学をひたすら強制する圧迫的で冷酷ともいえる顔をもつ。親たちも、1人っ子の可愛ささと、わが子を現実の厳しさに立たせる苦衷に、焦りと葛藤をおぼえつつ追いこまれているのである。こうした状況

から、ときに1人っ子家庭で、親による児童虐待や子どもによる家庭内暴力、そして親子心中というショッキングな事件も起こっている。

3つは、子どもによる親の老後扶養の期待である。中国の定年は、男性65歳、女性60歳で、年金は在職期間30年以上は給与の100%、30年未満は70%となっている。しかし、伝統的慣習では、子どもは老親と同居して死ぬまで面倒を見合い、死後も葬儀などを営むのが親子ともに幸せ、という確信がある。21世紀の中国は、1人っ子政策により超高齢社会になることが予想され、上記の経済保障とともに、精神的、介護的扶養の深刻な不安がある。しかも、1人っ子同士の夫婦は、双方の4人の老親を扶養しなければならない。

この子どもによる老後扶養の期待が、直接役に立つ医師（上海市調査では17.8%の期待）や頭脳労働者への期待に、反映してもいる。そのほか、こうした1人っ子を安全、健康に育て老後にも確保したいという願いは痛切で、激しい危険を伴うスポーツや、子どもの家庭からの移動、他出、転任、転居は、親から厳しく干渉され、禁止、抑圧される。このままでは、中国のめざす世界一のスポーツ大国も不可能、という説もある。なお、中国では職業が政府から配分されることもあって、転職、転任、転居は比較的少ない。

3. 1人っ子家庭の課題

以上、1人っ子家庭への移行は、消費パターン、余暇時間の配分、子どもの将来プランの強行、いずれも家族構造が、夫婦中心の水平方向から親子中心

の垂直方向のシステムに変化し、親が子ども中心に非常な情熱を注いでいることが認められる。しかし、このことは、子どもの個性ある自己実現、その興味、関心、自然の発達を無視し、親の意志だけによる過保護、過干渉、そして専制的支配が行われてゆくことになる。ここから、次のような1人っ子家庭の解決すべき課題が生じてくる。

1つは、1人っ子の性格に、坊っちゃん^{坊っちゃん}気質、優越感、自惚れ^{うぶほれ}、生意気がある反面、臆病や疎外感が共通に目立ち、教師にとっても性格発達の難題になっている。

2つは、家庭が子ども中心であるために、1人っ子は、個人の権利や利益を重視する自己中心主義になりやすく、団体精神を欠いて道徳規範や倫理準則も破りやすくなる。かくしてバラバラの個別化になり、社会全体の協調や整合も、その秩序や安定もおびやかされる痛切な問題ともなる。



3つは、家庭内での一切優先の恩恵が、中学受験以後の学校生活や社会に入るにつれ、そこは厳しい平等の競争状況に転換するため、1人っ子は、自分の弱さを思い知らされ、劣等感からむしろ社会に嫌悪と敵視を抱き、このことがますます社会から排斥されるようになる危険を伴う。

4つは、依存の強化と自立の弱体化で、1987年の青海省のある幼稚園の調査では、4～5歳児の60%は洗面ができず、80%は衣服の着衣ができず、85%は簡単な基本的動作が困難であった。また、小学校での教師の質問に、「うちへ帰って、お父さんに聞いてきます」の答えが多かった、ともいわれる。さらにアメリカのトップの大学への国費留学試験に上位で合格した北京の女子学生は、「料理ができないから、母親がついてゆかなければ私もゆかない」と、渡航を断念した。こうした依存の強化と自立の弱体化は、発展途上にある中国に依存の強い階層を生みだし、創造や開発の社会の活力を衰退させ、4つ（工業、農業、科学技術、国防）の近代化改革政策の障壁ともなる危惧がある。

5つは、親子が相互に過大な期待を抱き、過保護と過干渉と過剰依存をもつことは、親子間に情緒的緊張や不安、葛藤を生じやすい。とくに相互の期待の要求不満や挫折にあうと、ときとして耐性の限界を超えて、双方に暴力行為を発生させることにもなる。とりわけ1人っ子は、社会の競争の敗北者となると、親への信頼感を一挙に失い、自己のこの苦境は親に責任があると、家庭内暴力をも暴発させやすい。近年、こうした親子間の攻撃や暴力行為が、中国にたびたび発生し、問題視されている。

グマイナー・アカデミーを訪問して

TOPICS 

平井信義

大妻女子大学教授

グマイナー・アカデミーは「SOS 子どもの村」の本部に属している。「SOS 子どもの村」についてはすでに本誌において大場幸夫氏(21号)と竹田きぬ子氏(22号)が書いているが、世界の中で約90カ国が参加し、それらの国に200以上の「子どもの村」が作られており、国際的な養護施設である。

その本部がオーストリアのインスブルック(Innsbruck)にあって、大別して2つの部分から成っている。1つは世界の寄付者(約500万人)の氏名・住所、そして寄付金を整理するための機能であり、会員の寄付金は一応月額500円となっているが、それはまちなちであるから、5台のパソコンを駆使して登録に努力している。とにかく寄付会員の数が膨大であるし、国の数も多いので大変な事務量となる。一方、会員や支部への広報活動があり、パンフレット、絵葉書、カレンダーなどの作製と送付の仕事があるが、それぞれの国の言葉や文字が異なっているから、翻訳もなかなか大変である。会長クティン氏の秘書が電話をしているのをしばらく聞いていたが、フランス語、イタリア語のほかどこの国の言葉か私にはわからないものがあった。

本部から自動車で約15分走った郊外にグマイナー・

アカデミーがある。地下を含めて4階建ての建物である。私ども夫婦は、この建物の中の宿泊施設に3日間泊めていただいた。グマイナー博士は、第一代の「国際SOS子どもの村」の会長であり、不幸な子どもたちの心の傷を癒すために、暖かい家庭に近い施設作りを目ざしてこの運動を始め、世界中に広めた人で、その呼び名はヘルマンである。残念なことに1986年に急逝されたが、その直前にチロル地方のイムスト(Imst)にある「SOS子どもの村」で育ったクティン氏が会長になった。

私がグマイナー・アカデミーを訪問したのは、いよいよ松本市で始まる日本の「SOS子どもの村」のことで本部と連絡を取っておこうという気持ちがあり、世界で最初にできたイムストの「子どもの村」を見学しておきたかったからである。

第1日目は、電車で午後2時にインスブルックに着き、秘書のベルガーさんの出迎えを受け、彼女の車でアカデミーに着いた。幸いなことに、その日はヨーロッパの「SOS子どもの村」の事務関係の人々の会議の最終日であり、閉会式のときに私は参会者に紹介された。会長は、「Dr.平井は、モースブルクを第2の故郷にしている」と話されたが、それはそ

こにある「SOS子どもの村」をしばしば訪れ、子どもたちと遊んだりもしてきたからである。閉会式のあと、韓国やエチオピアから海外旅行で来ていた「SOS子どもの村」の子どもたちが、それぞれの国の衣装を着て、民族舞踊を見せてくれたが、その可愛さに心を打たれた。そして夕食のパーティーになり、私はテーブルが一緒だったノルウェーやオランダやリュクセンブルクから来た人と情報を交換することができた。

以上の経験は、グマイナー・アカデミーの機能である「SOS子どもの村」の思想を促進し、育て、遂行し、そして宣伝する意志のあるすべての職員および仲間の心のセンターや会合の場であることを直接体験することができたことになる。非営利および非政治を標榜しており、子どもはアカデミーの招待者としての扱いを受けた。

アカデミーの具体的な活動としては、次のことが掲げられている。

その第1は、「子どもの村」におけるすべての「お母さん」および職員に必要な心のセンターであること。「子どもの村」で最も大切な人は「お母さん」であるから、第1条に「お母さん」がたたえられているといえる。一生結婚しないで、子どもたちのために身を捧げるのが「お母さん」であるが、定年退職後は何の心配もなく暮らすことができるようになっていく。私は、イムストにいったときに、退職後の「お母さん」の家で、彼女たちと昼食を共にすることができたが、それぞれが実に明るく、楽しい生活を送っている様子をうかがうことができた。会長のクティンさんを育てた「お母さん」がいて、謙虚な話し方の中

にも非常にそのことを誇りにしている気持ちを汲むことができた。クティン会長とは日本でも4回お会いしており、今回も今後の日本の活動について話し合う機会があったが、いつも明るく、冗談を飛ばし、そのすばらしい人格には敬服していたが、それも「お母さん」の養護の賜と言えよう。

第2には、「お母さん」と他の職員たちの訓練と指導を行う場として機能している。その中でも新しく「子どもの村」を設立した国の「お母さん」や職員になりたいとって応募してきた者に対して、訓練を行うために配慮する機能をもっている。わが国の場合には、すでに韓国に「子どもの村」が3カ所あって、そこには「お母さん」の訓練のためにオーストリアから来た女性がいるので、その人と連絡を取ることを、私はクティン会長と話し合ったから、今年は韓国に行く予定でいる。

さらに、アカデミーの機能としては、「子どもの村」の中の才能ある青少年たちを教育するための機能も考えられているから、クティン会長の後継者も現れる可能性がある。クティンさんは、グマイナー博士に非常に可愛がられたという。このようにしてすばらしい施設の中で育った者が、会長やその他の職員になることは望ましい。そのためにも、「お母さん」がすばらしい人格の持ち主であることが要求されているわけである。

また、「SOS子どもの村」を管理運営する協議センターを作るための援助もしているが、私が第1日目に参加した会は、まさに管理する人たちの協議会であったわけである。

そのほかに、「子どもの村」の「お母さん」とその

他の職員のすべてに通信コース用の教本を世界各国語で郵送する仕事もしている。わが国にも、建物ができて、いよいよ「お母さん」が決まれば、通信教育も受けられることになるだろう。残念ながら、私はまだ資料を手に入れていない。恐らく、その資料は、「SOS子どもの村」の「お母さん」や職員ばかりでなく、わが国の他の養護施設の職員にとっても有益なものとなろう。

私が何回か訪問したモースブルクの「子どもの村」で、「お母さん」や職員が子どもを叱っている姿を見たことがない。「訓戒や処罰が無駄であるばかりか、子どもの心に傷を与えるものであることを知っているお母さん」が求められており、「愛情深い人、すなわち子どもたちに安心感を与え、子どもたちから心からの信頼を受けるお母さん」であることが望まれているのである。

アカデミーとしてのその他の活動としては、「SOS子どもの村」の「お母さん」の職業を世界中の人々に知らせ、「お母さん」の社会的価値の高さを納得させるための方法とか、「お母さん」を募集し、訓練す



「SOS子どもの村」の本部

る方法を研究し適用することがあげられている。すでに述べたように、子どもたちを養護する際の中心的役割を担っている「お母さん」の人格については、いろいろな面から研究されなければならないし、とくに選択は非常にむずかしいことが考えられる。

さらに、アカデミーの活動として、広報活動がある。その項目としては、a) SOS子どもの村の教育活動を考慮に入れた社会教育の分野における科学的な文書の出版、b) 社会的意識に立った相互理解、和解、平和に対する教育、c) 世界的に会員を得る方法の研究があげられている。すなわち、「SOS子どもの村」の運動が、世界の中で単独につつまれるのではなく、広く他の施設や分野と協力し合いながら、その精神を浸透させようと願っているのである。わが国で「SOS子どもの村」が発足すれば、その機能は他の養護施設や児童福祉のさまざまな面でのモデルになるであろうし、そのようにしなければならぬと、私の決意は固い。

その他、「SOS子どもの村」の仲間、支援者、寄付者、後援者に対するイベントを開催する、という項目がある。第1日目に韓国やエチオピアの子どもたちが「お母さん」と一緒にオーストリアにやって来たのも、その1つであろう。1年に2回、定期総会が開催されることになっており、総会にもこのアカデミーが使われる。そのためかなり広いホールがあった。

アカデミーのR.マウルハルト氏は私たちを非常に親切にもてなしてくれたし、パーティーの日には、各国の人たちとなごやかに話し合っていたが、その姿が今日も目に映じてくる。



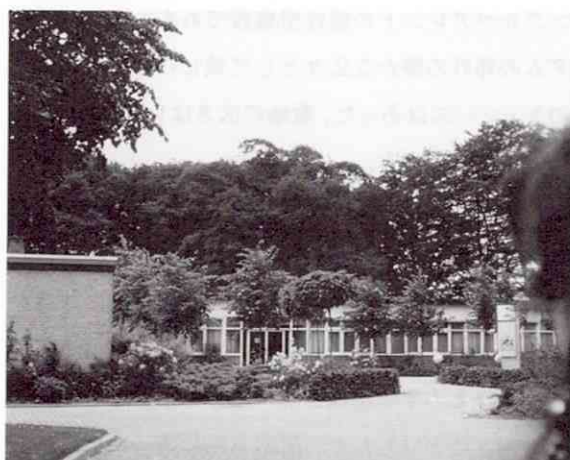
権運動の影響によるものが大きい。歴史の流れとしては、離婚、未婚の母が病理現象として社会問題視された時代は終わり、現在では同居家族という新しい家庭も増えている。いずれも同じ生活グループであるとして、ファミリーという言葉が使われるようになり、未婚の母に対しても、このような言葉の概念の変化に伴い、ワンペアレントファミリーとして偏見がもたれなくなった。

ひとり親家庭の増加に伴い住宅不足に一層の拍車がかかり、国の確保する低家賃住宅も郊外の交通不便な場所となって利用者に嫌われ、定着した者たちによってスラム化現象を起こしてきている。

この国の失業率も高く、ひとり親家庭の働ける職場は少ない。特に養育中の子どもをもつひとり親にとって、子どもを預かってくれる保育所の絶対数が少ないなどの理由も重なって、安定した職場を確保することは困難である。従って大部分のひとり親家庭の生活は貧困のボーダーライン以下で、約35%は社会経済階層の最下位に落ち込んでいる。約80%は支出が収入を超え多くの問題が生じている。これらの問題は銀行、信用組合、および通信販売事業への借金の増大となって現われ、また家賃、電気、ガス代、家の修理代等の支払不能となって現われている。また社交的外出のための費用にも問題があり、その結果ひとり親家庭は意気消沈、落胆、無力感、孤独に陥り希望を失ってしまっている。このことは子どもたちにもしわよせられている。新しい就学手当に関する法律は離婚後10年から15年たっても、以前の配

遇者の収入明細書が求められ、記入された書類がない場合は基本給付が遅れるかあるいは停止される。21歳以上の子どもは非協力的な親を告訴することができるようになってきているが、このことが子どもの心にどんな意味づけをするものであるか、政府は考えていないようである。

BOEGは1988年に10人の母親と5人の父親の自筆によるひとり親家庭の現状、自立への努力の実践記録をケース記録風にまとめて1冊の本を出版した。それがどのような効果をもたらすかは今後にかかわっているが、勇気ある告発である。BOEGのリーダー自身、初対面の私たちに、2児を引き取って夫と別れ、4年間公的扶助を受けて今日に至った自分史を語った。自分自身の体験が活動の出発となっていることが、同じ生活条件のもとで苦勞している仲間への共感を得て、輪が広がっていったことなどについて淡々と話してくれた。BOEGの活動はこのよう



自然環境の美しいシェルター



にすべてがオープンにされ、自分の幸せは自分の力で確保しなければならないという自助努力が活動の根底にあって支えているという強味を持っている。会員は600人でその内女性80%、男性20%である。男性や一般市民の理解も高まりつつあり、会員も増加、会費を滞納するものもない。会報は年4回発行され、広く一般市民にも届けられている。今後の活動目標は、住宅対策、保育センター、就学手当、福祉、ひとり親家庭の社会的地位の確保等で、他の組織とも協力して活動を進めていくことである。最大のネックは政府機関を動かすことだと、BOEGのリーダー・ボールマン夫人は笑顔で語ってくれた。自助努力には学ぶものが多かった。

3. 福祉サービスの現状、施設での援助プログラムの実践

HUIS IN DE BOCHTは単身女性、未婚の母、シングルペアレントの居住型施設である。アムステルダム郊外の静かな広々とした美しい自然環境にそのキャンパスはあった。敷地の広さは1,000エーカーということである。

ミーティングルームに案内され、男性の所長さんと男性、女性2人の指導員から施設の特徴、現在の援助プログラムの実践状況について概括的に説明を受けたあと、施設内の見学をした。夕食時は遠慮してほしいとの申し出は当然のことと了解し、足早に見て回ることにしたが、施設目的にあった設計のもとに建てられている建物、設備、職員のケアの実態



未婚の母子たち

など私たちの求めに応じて熱心に説明し、隅々まで案内してくれた人のよさそうな所長さんの好意と、そこに生活している人々の協力もあって、時間はオーバーシ夕食中のメニューまでも見せてもらうことができた。

この施設はFIOMの経営する中型のシェルターの一つであって、政府の援助によって運営されている。

現在の入所者は84名で、若い妊娠中の女性、未婚の母、社会的発達に問題のある単身女性が廊下で続いている3つの棟に分かれて生活している。

入所の理由は、暴力や近親相姦による家庭問題、薬物中毒や精神障害により社会的ネットに入れず、援助者のない女性と子どもたち、もともと安定していない男女関係で孤立している女性たちで、他の手段によっては救うことができない重い社会的、心理的問題をもっているものとなっている。

入所者の大部分は社会福祉事務所から送られてくるが、例外として個人的に駆け込んでくる場合もある



る。しかし、アルコール中毒患者や重い精神障害は他の専門施設があるので、ここでは受け入れていない。

援助の重点は単に居室が与えられ、食事が支給されるというだけでなく、危機的状況にあるものとして、ここに受け入れられたものが将来の生き方を自ら静かに考え選択して行動するプロセスに重点を置いている。従ってプログラムへの参加が義務付けられている。

指導計画は3つの段階に分かれ、入所から4週間は観察グループ（妊娠中の女性も同様でこの間に1人ひとりの指導計画が立てられる）、次に生活指導グループへ、さらに自立トレーニンググループへと、計画的に継続的に援助プログラムが用意されている。他のグループへの移行は本人、グループのメンバー、指導員の三者の評価による結果によって行われることになっている。1つのグループの人数は10人から

12人である。

在所期間は3ヵ月から4ヵ月が普通で、中には1年間にもわたって指導を受けるものもいるが、施設内では就労指導は行われていない。日本の母子寮との大きい違いがここにもあった。

職員数は専門職11名、内男性は5名である。児童心理学者、コーディネイターがグループリーダーをサポートするという集団指導であるが、1人のグループリーダーは入所から退所まで1人の責任をもって指導に当たっている。職員の勤務時間は1週40時間である。勤務は24時間体制となっていて、2週間に3回の割合で夜間勤務がある。門は終日閉ざされていないので、夜間の外出も自由である。10時以降は警備員が巡回してチェックしている。未婚の母という事実によって男性に対して必ずしもプラスイメージを持っていない女性の居住型施設に、慎重に選ばれた男性職員を配置している。子育てにおける男

性モデルとしての共働体験をすることによって、男性イメージをプラスの方向に転換し、将来よりよい男女関係を築くことができるという期待をもたせる効果を提供しているのは学ぶべき側面であった。また暴力を振るって関係を持った男が力づくで押し入ろうとする場合には、男性職員が対応する役割も負っているということである。

談話室で子どもとTVを見ていた母親の1人が私たちを自分の部屋に案内して



男性指導員も同席して夕食を共にする未婚の母のグループ



談話室

見せてくれたり、夕食中というので遠慮がちな私たちにポーズをとってスナップ写真におさまる若い女性たちの明るい笑顔は印象的であった。1人ひとりのプライバシーが尊重されながら、自由で開放的な雰囲気の中で共に parenting を学ぶ機会が提供されているのである。

退所者の60%は独立し、40%は元へ戻るということであるが、退所後のフォローアップは行っていない。施設のアフターケアは必要がないのだろうか。

4. 結びにかえて

建物の配置、壁や床などのカラー・コンディショニング、談話室、個別の居室、廊下などの空間の扱い方、乳幼児のベッドやソファーに至るまで、明るく心地よい配慮が隅々まで行き届いているように思われた。また清潔で機能的な広い調理室や機械化されたランドリーの設備、最新設備の産室や周産期の

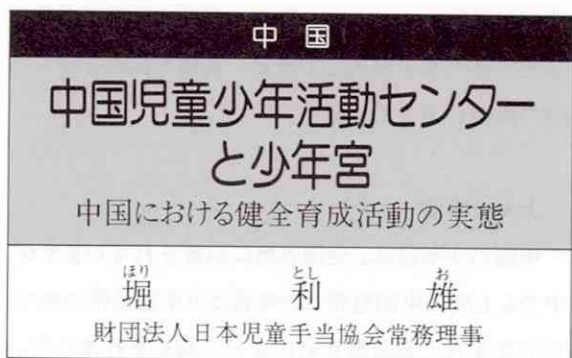
母親に対するケアは、子どもの誕生を心から援助しようとしている姿勢の表現として深い感銘を受けた。知的、社会的発達に問題のある独身女性の入所施設も併設されていた。この組み合わせは初め理解できないものがあったが、彼女たちはすでに性的被害を受けている女性で、中にはかつて未婚の母としてここで生活した経験をもつものもいると聞かされ、相互の関連性と両者の援助プログラムの効果も理解できた。

誰がこのような施設をつくったのかとの質問に、建築家とサイコロジスト、インテリアデザイナーの合作によるものだと説明に納得した。虐待や偏見、葛藤で心の病んでいる施設利用者にとって安らぎをおぼえさせるような物理的な条件の整備は非常に重要である。

総じて日本に導入して活用すべきであると考えられる諸点、①女性自身によるヘルプ活動のエネルギーとそれに対する政府の助成、②トレーニングプログラムの重要性とその方法、および教材、③民間の先駆的、実験的、開拓的、挑戦的なボランティアと政府の協同の実態。

これらの諸点は、今後ベタニヤホームにおけるプログラム展開の中で、あるいは社会福祉協議会や母子寮の全都的、さらには、全国的諸集会の中で生かしながら、今回の旅の成果をわれわれの仲間たちと共有したいと考えている。

施設の横顔



はじめに

黄河時代から4000年の歴史を有し、広大な土地に10億人余の人々が生きている中国。そして、限りない魅力を秘めた国でもあります。

去年は、日中平和友好条約が締結されてから10周年に当たり、両国間には行政、民間レベルでのさまざまな形の国際交流が行われました。私は、そんな時流に乗った訳ではありませんが、中国科普研究所(科普=科学普及)の招きで昨年9月1日から10日間、北京、上海の児童健全育成活動の状況を視察してきました。短い駆け足旅行でしたが、私の見聞したことをご紹介しましょう。

児童少年活動センター

中国の学校制度は日本の六三制と似ており、小学校と中学校があります。学校の学科授業は主に午前中で終えて、午後は児童の興味や能力に応じた、児童活動センターや少年宮での活動が中心となっています。

北京は、中国の政治、経済、文化及び交通の中心地で、人口923万人の大都会です。市内には故宮博物

院で象徴されるように歴史的文化遗产が多く、風光明媚な公園もたくさんあります。北京市のほぼ中央の官園地区に児童公園があり、その中に「中国児童少年活動センター」がありました。この場所は、中国の偉大な指導者毛沢東主席夫人の住んでいた所とか。児童育成事業の重要性から、1982年、政府はこの環境のよい場所を全国の児童たちのために、校外教育事業における活動の場として解放したのだと説明してくれました。

児童活動センターの敷地は8万㎡の広さで、400種以上の花木が栽培されており、四季を通じて色彩豊かな楽園となっています。建物は一部2階建ですが、ほとんどは平屋のいくつか連なった建物でできており、手の混んだ特殊な構造等はあまり見られませんでした。

各室には、知識の宝庫といわれるように、電気や光、力学等を応用した科学機器をはじめとして、コンピューター、宇宙や海洋の博物的資料、美術や音楽、演劇活動ができる器材、道具、そして場所が整備されています。児童の課外活動のすべてがここで行われるように仕組みられています。

なお、体育館は目下建設中でしたが、プールや球技室のほかに、体育健康学、保健衛生などの研究的分野の活動にも配慮されているとのことでした。

児童少年活動センターの入館料は、学校単位で利用する場合は無料ですが、個人では15歳未満は無料、15歳以上は20分(日本円で約7.5円)となっています。毎日約4,000人が利用しています。

職員は、各分野の専門家が指導に当たっており、



児童の能力や希望等によって自分の好む活動ができ、無料で指導が受けられます。日常活動では、器楽、合唱、舞蹈、美術、武術、体操、卓球、コンピューター等のクラブ活動が盛んに行われています。優秀な児童は全国大会で入賞しており、その賞状が部屋にたくさん飾ってありました。また、廊下の壁には日本の子どもたちと交歓して画いた平和の絵が貼ってあり、両国の小学生の名前が連なっていました。

この施設は、全国のモデル的综合施設です。中国では各地に「少年の家」「少年活動館」「少年科学技術館」「少年児童科学技術センター」それに「少年宮」等が合わせて7,000ヵ所以上も設置されているとのこと。これらの場所では青少年の課外活動が行われ、各学科の愛好者団体、科学技術同好グループ等の組織の活動拠点としての役割も持っているのです。

現在中国政府は、国家発展の原動力となる児童の育成のために、教育的科学技術の普及事業に最も力を注いでおり、ハードな施設づくりからソフトの日

常プログラムにおいて、科学、芸術、体育等各種の分野の専門家を投入して研究、実験を試みながら活動の推進を図っています。

上海少年宮

中国の少年宮は、全国各地に設置されていますが、中でも上海の中国福利会少年宮は少年宮発祥の地で、1953年6月、宋慶齡女史によって設立されました。婦人や児童のための活動団体である「中国福利会」を創設し、上海の環境の素晴らしい場所にあった英国人の住んでいた土地を譲り受けて少年宮を造りました。市の中心部にあり、草花の手入れがよく行き届いた見事な庭園の中に建っています。

少年宮は、子どものための豊富でさまざまな活動ができる場です。体・知・徳の向上を図りながら、国家・社会に貢献できる人材を育成することを目的とする教育施設でもあります。市内のすべての地区や郊外からも子どもたちがやってきます。

活動に参加できるのは6歳から16歳までの子どもたちで、学校の推薦が必要です。クラブ活動としては、文学、美術、科学、技術などがあり、人数、時間、個人の好みによって参加することができるのです。これらの諸活動は、個性や才能を伸ばし、長所や特性を発揮させるための教育の一環として行われており、年間延べ100万人の児童が利用しているそうです。

私が訪れたときも、民族楽器の演奏、合唱、舞蹈、美術、書道など芸術、文化の多彩な活動に子どもたちは生き生きと取り組んでいました。音楽グループ



は私を見て“你好、你好”と挨拶し、日本語で「幸せなら手をたたこう」を歌って歓迎してくれたのには感激しました。

中国で最初のコンピューター・センターや、有名な上海少年友戯劇団もこの館の中に創設されたものです。合唱団は、日本やアメリカへ招かれて演奏発表会を行っています。大きな国の頂点に立つ、これらのすばらしい活躍も、各地の少年宮などにおける諸活動が底辺となって支えられているのではないのでしょうか。このほか、模型飛行機やラジオの組立製作といった科学的な技術の学習も盛んに行われています。最近、特にコンピューター競技が普及して全国各地で予選会が行われ、全国大会も開催されるようになってきているとのこと。

6月1日は「児童節」という中国の祭日です。この日は、子どものためのたくさんのイベントが実施されます。この少年宮では、一年中で最も大きな行事が行われるとのこと。昨年は創立35周年にあたり、その記念行事として魔術、曲芸の大会が行われました。大勢の児童が参加して各種のゲーム競技大会も行われ大変盛会だったと話してくれました。

また、上海と横浜の少年たちが熱気球を揚げて交歓し、夜は蛋白化合物を作る合同研究をして楽しみました。青少年の国際交流も活発です。10月1日は国慶節ですが、この日も子どものための行事が計画され、年間行事のやまばを作っています。

少年宮では、子どもたちの活動と併せて、教育者や指導員たちの研修も行われており、教育方法や、

設備器材を使つての実践活動を指導する教育センターでもあります。そして海外の児童や関係者も多く訪れ、お互いに友情と理解を深めるナショナルセンターとしての大きな役割も果たしています。

少年宮の運営は、民間からの資金を中心として、婦人と子どもの活動のために設立された宋慶齡基金会の援助によって行われています。

青少年科学技術普及活動

中国の発展と近代化推進のためには多くの優秀な人材が必要となります。そのために、正規の学校教育と同様に、科学技術の普及を中心とした課外活動の発展を重要視しています。青少年の新しい科学知識の培養、能力の開発、情操の陶冶など肢体や頭脳を使った実践活動を通して育成することが極めて大切であると考えています。

中国科普協会は、青少年科学技術普及活動を行う組織として1981年設立されました。本部は北京に置かれ、各種学会と地方組織の二つの部門で構成されています。

学会会員には、天文、気象、物理、化学、数学、遺伝、医学、保健、環境等148の学会が含まれており、地方組織は、北京、上海、天津等40の地方行政区単位の科普協会が会員となっています。会員数は40万人を超えているそうです。そして、全国の少年活動館、少年科学技術センター、少年宮等の施設が具体的活動の拠点として位置づけられています。

事業の内容は、科学技術の実践指導教材の出版、



研修会の実施、
模型飛行機の競
技会（最も単純
な統一された部



品を用いて各自が工夫してさまざまに組み立てた作品で競技する。)、コンピューター技術の普及のための各種競技会の開催等に重点がおかれていました。参加する児童も大変熱心で、逐年そのレベルも向上している由、これらの国際交流も伸ばしていきたいと幹部の方が話してくれました。

事業運営に要する経費については、国からの資金援助と、会費による他、出版等の事業収入及び企業からの寄付によりまかなわれています。

国際交流の振興

郭沫若氏が、昭和47年の日中国交の正常化を祝って「赤県扶桑、一衣帯水。」と詠んでいます。中国と日本は一つの衣帯のようだという事です。これからは両国の交流はますます多くなることでしょう。今回も中国側から盛んに交流を提案され、積極的に求められました。

具体的には、①絵画、書道、写真、刺繍等児童作

品の展覧会開催と相互交流、②合唱、舞踏、武術等を通じての交流、③専門家、指導者の研修交流、を実施したいと希望しています。

現在、北京や上海では東京とか大阪と姉妹関係を結んで交流が行われています。これらは行政単位、学校単位で相互交流をしているのが実態です。経費の裏付けもあって実施し易い方法だと思えます。

今後、児童健全育成活動の面でも中国との交流は一段と活発になることでしょうが、中国は現在外貨事情も厳しく、日本の援助を大変期待していますので、実施に当たっては、正しい情報の交換により確実な計画を立てて、真に両国の友好が深まるような事業をやってほしいと願っています。

現状を対比すると、建物、設備等ハードな面では日本が相当高いレベルにあると思えます。しかし、物質的に恵まれた日本において、青少年の健全育成上好ましからざるさまざまな問題が提起されている今日、いわゆるソフト面の問題では、中国や、他の国々から学ぶべきものが多々あるのではないのでしょうか。そして、日本からの援助といってもハードなものばかりではなく、立派な施設がなくても手軽に取り組める方法が紹介できると、すぐ実施できて効果が目に見えるので喜ばれるでしょう。経済的な援助ができて心を通わないやり方は、折角の好意が逆効果になりますので、その点を十分留意して対等の立場で話し合い、交流を図ることが肝要なことと存じます。私の今回の旅行が、いささかなりともお役に立てたら幸甚です。

1988 スtockホルム・ ソーシャルワーカー 国際会議から

ちく ぜん じん しち
筑 前 甚 七

日本ソーシャルワーカー協会事務局長
麻生東北短期大学教授

この会議は、参加国86ヵ国、1,664名というIFSWの歴史上、これまでにない盛況であった。

日本からも46名という大勢の参加があったのは、1986年東京での28年ぶりの国際社会福祉会議のもたらした一つの成果ともいってよかろう。

渋谷の「こどもの城」の2階の倉庫風の窓1つない大きな部屋の一隈で、日本ソーシャルワーカー協会事務局の立場で裏方さんとして8月末の何日かを過ごした私にとっては、感無量というべきであった。東京の国際会議は、国際社会福祉協議会(IC)、国際社会事業学校連盟(IA)、われわれの属する国際ソーシャルワーカー連盟(IF)の3つがまとまって開催されたが、2年後の国際会議は、国際社会福祉会議は西ドイツのベルリンで、国際社会事業学校連盟はウィーンでというようにどういう事情か3ヵ所に分かれて開催され、ICの会議には、ストックホルムの帰途、参加した者もいた。

7月26日午後会議の登録が会場の「メッサン」においてなされ、午後5時開会式が行われた。

開会式というと、ややもすると一種のセレモニー



1988ストックホルム・ソーシャルワーカー国際会議

になるが、この国の福祉担当大臣である全盲のベクト・リングクヴィスト氏と、かつて平和主義者で著名な、凶弾に倒れたパルメ首相の奥さんのリスパート・パルメ女史の講演は、会場の参加者一同に凜然と襟を正すような内容の濃い、深い感動を与えた。

特に、パルメ女史は、『世界の子どもたちを直視する勇気があるだろうか?』の講演で、「ジンヴァブエにおいて多くの子どもたちが飢え、渇き、一家が焼かれ、家族の目の前で手足を切り取られ死んでゆく。現在、世界各地での戦争の最大の犠牲者は何も、罪のない子どもたちである」という、われわれにとって実にショッキングな内容であった。

特に、アフガニスタン等の国々では、5歳まで育つ子は、65%にすぎないとか、次々と発展途上国の子どもたちの問題を話され、この子等のために、ソーシャルワーカーは何ができるのだろうか? 次代を担う子どもたちのためにわれわれは団結し、協力しあってゆくことの大切な事を、熱のこもった態度で話された。

この会議は、7月26日より30日まで5日間で、2日目、3日目、4日目は午前全体会議形式の講演があり、その後分散会が午後5時までもたれた。3日目の28日は、午後施設・機関見学やホーム・ビベツトにそれぞれ希望によって分かれて参加した。4日目閉会式の前夜、スカンセンでのさよならパーティーは、野外音楽堂を会場に、別れと再会を誓っての集いが各人持ち寄りの品物のオークションとともに楽しく行われた。

この会議の様子は、日本ソーシャルワーカー協会会報第19号(1988-10発行、2~31頁)に詳しく述べており、日本ソーシャルワーカー協会事務局に連絡をしてください。

この会議の外と内をこの会報の中から、少しピックアップしてみる。参加者の誰もがストックホルムの自然の美しさに目をみはり、街は明るく、友好的で、生き生きとしており、社会福祉が行き届き過ぎて怠けものや、退廃感がみなぎっているのではないかといった先入観は間違いであったと述べている。

会議の中では、分散会のテーマの中には老人福祉や高齢社会に関する事はほとんどなく、中心は難民対策、薬物やアルコール中毒であった。西九州大学の豊田さんは、何故なのかと疑問に思って何人かの方々に聞いてみたところ、次のような答えを得たと述べている。

「…スウェーデンでは国家からの年金で(ぜいたくな生活はできないが)生活していけるから、高齢者の個人的な問題はあっても、社会的な問題にはなら

ないとのことでした。…」

次に、八木暁子さんが今回の会議と東京会議との大きな相違は、今回はエイズに関するものが連日登場し、この2年間にたくもエイズ問題が世界中に広がってきたのかと驚いていると述べている。

それと落としてならないのは、開会冒頭英国における福祉切り詰め政策によって、クライアントの悲惨な生活を見、この1年で7人のソーシャルワーカーが自殺したと哀悼の言葉が述べられたことである。

この10年、スウェーデンは、福祉国家として、果敢に政策を転換し、老人ホーム建設をやめ、養護施設といった子どもの施設もノーマライゼーションの思想に基づいて新しくしていることなどを、実際に現地で見聞し、参加者各人にとってそれぞれ、大きな収穫であったことを確信している。

とにかく、常に狭い日本だけみていると、世界のソーシャルワーカーの動向を知り得ず、今後このような機会にさらに多くの福祉現場にいる人々が、参加することが望まれる。



スカンセン動物公園で遊ぶ子どもたち

編集 後記

生かし合う 自己実現の支援

前号までの特集では、主に日本の子どもの育て方をふり返ってみてきた。また、わたしがたまたま台湾に招かれ訪れたことがあり、その際、なにか日本で忘れていた大切なものにふれた気がして、本号の特集は、ぜひこうした大切なものを、身近な文化圏にある東南アジアの諸国に学びたい、と願った。

本号に紹介されているこれら諸国の事情を通して感じられることは、NIES(新興工業諸国)も発展途上国も、日本より遙かに強い集団性(国、民族、地域、親族、家族、学校、宗教等)をもっており、子どもの可能性の発揮である自己実現を、自己中心に流さず、集団の中に受けとめ、個の成長と集団の成長のバランスを強くめざしていること、であった。工業化による経済発展は、日本にみるように、雇用労働者個々の所得と地位の向上という人生価値を生じさせ、その自己中心や利己主義から、とかく集団を崩壊させる危険ももつ。個の自己実現を相互に生かし合う全体としての集団・社会、そして集団・社会の発展に期待される個々の適性に合った役割の遂行、この個と集団・

社会のバランスある循環のルールが、今後の日本にもぜひ必要と思われるのである。

また、人類は大きくはこの道を求めてきたようであるし、最近の貿易摩擦の緩和や東西の融和、南北間の支援も、共存共栄の生かし合う自己実現追求の道であろうし、それは自然をも含めて、今や、個々と地球全体の循環を自覚しなければならないときになっている。日本は、過去の集団主義を排斥するところがあるが、改めて21世紀、この人類最大の課題に適合するよう、子育ての方針の確立が必要である。

韓国では、経済成長が財閥とその血縁・地縁・学閥を中心に、富の分配もこれらに偏り、人々はとかく自己中心に富と地位を追求し、育児もこの線で受験地獄を呈している。これらの層に入らない都市の低所得層や農村は、格差のもと問題と疲弊が生じ、棄児や未婚の母の増加も注目されるが、伝統文化の家族・親族・地域の相互扶助も分解過程にあり、受け皿としての社会福祉サービスの整備もこれからの状態にある。個と集団をめぐる問題が、日本と同様に尖鋭化し緊急の対応が必要とされている。

台湾の海青商工高校の紹介では、国や地方の経済生活の発展と、そこに自己の可能性の発揮を選択する生徒の、集団と個のバランスある循環が、学校生活においても具体的モデルとして展開されている。生かし合

う自己実現の教育が、まさにゆるみのない隅々にまで透徹した、待ったなしの知育・徳育の統合として実践されており、そのすばらしい愛の理想の努力には深く感動させられる。

シンガポールでは、少子化による親の溺愛と過剰期待・塾通いなどがめだっているが、工業化の労働力不足と共働きの増加に対応して、出生率の増加、社会的保育、親教育、夫婦の家事・育児の協力などが、地域ぐるみで図られている。国という集団の経済的発展と、次代の国民に及ぶ個の可能性発揮の循環するバランスが、自覚的にとらえられている。

タイでは、政府の政策にもよるが、大都市集中の工業化と商品経済化の発展があり、農村の疲弊と都市流入のスラムが問題化している。特にこれらの子どもたちは、拡大家族の形態の中にあって労働力化し、低就学率、保健・栄養の不足、家族崩壊、売春、麻薬など、問題化がめだっており、対応も十分とはいえないものがある。ここでは、国という集団の経済発展のかけに、格差のある犠牲の個があり、その自己実現の展開がアンバランスで危惧される。

フィリピンでは、都市工業化の発展のもとに、貧富の差や農村の疲弊の拡大、都市流入のスラムなどが問題化している。国民の個を支えるのは、緊密な家族・親族集団だが、これも外国への出稼ぎによる別居や、子どもの不健全なものを含む労働力化、教育・保健・栄養の不足、さら

には麻薬・非行・売春なども生じており、対応も財政悪化で限界があらう。国という集団の経済発展と、弱化した家族・親族集団におよ依拠する個々の国民の自己実現に、アンバランスがあるようである。

マレーシアでは、都市中心の経済発展があるが、この都市には中国系とインド系、農村にはマレー系が多く、相互に閉鎖的な人種集団をなしている。この経済格差是正のため、国は大多数も占めるマレー系優遇策をとり、それはマレー語中心やマレー系のイスラムの国教にも現れている。人種間の緊張はなおあるものの、幸いにマレー系文化はもともと包容的で、個と集団の循環のバランスもあるところから、他の中国系やインド系をも、その中に包容してゆける可能性があらう。

インドネシアでは、イスラム教を中心に個と民族集団の循環するルールが敷かれ、その中で経済発展と社会生活の向上が志向されているが、特に福祉では、都市のスラムなどに見る貧困、膨大な児童数、そして知的、教育的水準の対策が、在宅と地域共同体を基盤に展開されよう。財政の限界やマン・パワーの不足はあるものの、個と集団のバランスある循環が、基本的にこの国を支えていよう。

中国の1人っ子家庭の紹介では、特に都市の雇用家庭の親が、望子竜成とともに、超高齢社会になる21世紀を前に自分たちが老親になるとき

の扶養を子どもに求め、1人っ子を大切に溺愛し、また、近代化の中国が求める高学歴を身につけさせるべく、進学・受験に専制的に支配・干渉している。ここから、子どもの心身の発達や親子関係に、依存を軸とした自己中心やひ弱さ、そして葛藤なども発生している。国という集団の経済的、社会的発展と、親の流行ともなっている一方的な生活価値のもとに、子どもの個としての自己実現の犠牲がみられるようである。

以上のほか、グマイナー・アカデミーには、子どもの個と、村という集団の生かし合う自己実現の循環が、愛深く追及されようし、中国児童少年活動センターと少年宮にも、国という集団が期待する次代の国民の役割と、子どもの個が選ぶ自己実現の循環への組織立った支援がみられよう。オランダの単身婦人以下の背景には、先進国共通の個の自己実現と家族という集団の葛藤があり、社会のゆき届いた事後の支援がある。

1988年のソーシャルワーカー国際会議では、地球上の個と集団の循環と、その健全な自己実現をいかに展開するかに焦点があつたろう。最後に、国際連合児童権利条約は、各国ともに個としての子どもの自己実現を、家族や国が中心になって保障し支援しようとするものであろう。なお、本号で従来の編集委員は交代するが、寄稿者と読者に衷心謝意を表します。

(田村健二)

編集委員

か とう 翠
加 藤 翠
日本女子大学教授

た むら けん じ
田 村 健 二
東洋大学教授

たか きよ たい しょう
高 城 義 太 郎
玉川大学教授

ひら い のぶ よし
平 井 信 義
大妻女子大学教授

ふく た たり 穂
福 田 垂 穂
明治学院大学副学長

た しろ みのる
田 代 実
厚生省児童家庭局育成課長

くり はら しのぶ
栗 原 しのぶ
資生堂社会福祉事業財団
常務理事

世界の児童と母性

—海外福祉情報—

年2回発行

第26号 1989年3月31日発行

編集・発行者

財団法人 資生堂社会福祉事業財団

東京都中央区銀座7丁目5番5号

電話03-574-7408 郵便番号104

印刷所 成旺印刷株式会社

東京都港区芝2-1-28

〔資生堂財団からのお知らせ〕

当財団の半年間の活動を通じて入手した海外の福祉情報を今後このページでご案内していきます。

閲覧ご希望の方は、当財団までご連絡ください。特にコピーサービスをご希望の場合は、著作権が問題とならないものに限って、コピーサービスします。

〔閲覧場所〕

●資生堂社会福祉事業財団 事務局内

〒104 東京都中央区銀座7-5-15

第一蒲田ビルディング4階 ☎03(574)7408

〔閲覧日・時間〕

●毎週月～金曜日 9:00am～16:00pm

〔コピーサービス〕

●実費にてコピーサービスをいたします。

●郵送の場合は送料をご負担願いますので、予めご了承ください。

〔資料名〕

●()内は発行所、発行年、施設の種別、簡単な内容、頁数等を記載。

●記載は国名によるABC順。

●アメリカ(America)

1. Department of Health and Human Services, Social Security Administration

1) A Brief Description of The U.S. Social Security Program (1988 15頁)

2) Organization of Department of Health and Human Services

3) Family Support Administration (1986 活動概要 15頁)

4) The Office of Human Development Services (活動概要 日本語訳あり)

5) Organization of The Office of Human Development Services (1987)

6) The Children's Bureau at 75, 1912-1987 (12頁)

7) Serving the Nation's Children and Families (The Children's Bureau, The Head Start Bureau, Family and Youth Services Bureauの活動11頁)

8) Head Start, A Child Development Program (Head Start 事業の内容 7頁)

9) Head Start Program Performance Standards (1984 59頁)

10) Project Head Start Statistical Fact Sheet (1988 6頁)

11) Count me in Youth 2000, A national campaign in support of America's youth from now to the year 2000 (解説書 24頁)

12) Prevention Report, Spring/Summer 1988 (National Resource Center on Family Based Services 1988 Family Based Servicesの成功・失敗要因 8頁 日本語訳あり)

13) National Estimates of The Substitute Care and Adoption Population 1985

2. County of Los Angeles, Department of Children's Services

1) Organization of Department of Children's Services (1988)

2) Statement House of Representatives, Select Committee on Children, Youth and Families hearing Young Children in Crisis: Today's Problems and Tomorrow's Promises (Mr. Chaffee, Director County of Los Angeles 1988 32頁)

3) Helping Children, Healing Families (虐待児に対する児童局の活動)

4) Some secrets aren't worth keeping (虐待児対策についての児童局の活動 5頁)

5) What happens when a report is made? (虐待児通報義務とその対応 12頁)

6) The County of Los Angeles Department of Children's Services, Adoptions Division (養子縁組の手引き書 11頁)

7) Bureau of Community Resources (活動概要 6頁)

3. The New England Home for Little Wanderers (養護施設)

1) The New England Home Handbook (7頁)

2) The New England Home for Little Wanderers, 1987 Annual Report (19頁)

3) Waltham House (付設の居住型治療センター 活動内容 5頁)

4) Orchard Home (思春期の少女のための居住型治療センター 活動内容 16頁)

5) The Boston Cluster (思春期児童の居住型施設パンフレット)

6) Everett House (障害、情緒障害、虐待被害の少女のための施設パンフレット)

7) Community Services Department, Partnership Program

8) Community Services Department, School Counseling Program (日本語訳あり)

9) Most Often Asked Questions About The New England Home for Little Wanderers (日本語訳あり)

10) Knight Children's Center (活動概要 3頁 日本語訳あり)

11) Knight Children's Center (活動アルバム 31頁)

12) The Life-Space Interview by David Wineman (生活空間面接法についての論文 17頁)

4. Concord-Assabet Adolescent Services, Inc. (思春期児童の施設)

1) Introduction to Agency (概要とプログラム 15頁)

2) Concord-Assabet School, A Residential Treatment Center for Adolescent Girls (学校の概要と教育プログラム内容 23頁)

3) The Programs within Community Based Services (3頁)

4) "Our kids today...they'll be all right if given half a chance." (施設の概要説明パンフレット)

5. Parsons Child and Family Center (養護施設)

1) General Information (20頁)

2) Prevention Program

3) Foster Care Program

4) Residential Treatment Facility

5) The Minority Adoption Program

6. Cardinal McCloskey Children's Family Services (グループ・ホーム)

1) Group Home Program Description (日本語訳あり)

2) Families helping families (日本語訳あり)

7. Vista Del Mar Child-Care Service (養護施設)

1) Vista Del Mar Child-Care Service (施設概要 15頁)

2) Vista Del Mar Child-Care Service (活動内容 日本語訳あり)

3) Day Treatment/Day School (通園処遇と学校事業の案内パンフレット 日本語訳あり)

4) Vista Del Mar Follow-up Study 1986 (8頁)

8. Children's Home Society of Washington, Inc.

1) Children's Home Society of Washington, Teen Home Parenting Program, Program Manual (22頁 日本語訳あり)

2) The Parent Development Program (11頁)

3) Foster-Adoptive Family Care (日本語訳あり)

9. Challenging the Limits of Care (編者: Richard W.Small & Floyd J. Alwon 発行: The Albert E.Trieschman Center 1988)

●カナダ(Canada)

1. The Ranch Ehrlo Society (情緒障害児・非行児の施設概要 1983 56頁)

●グアテマラ(Guatemala)

1. Childhope (ストリート・チルドレンのための国際的組織の概要)

●インドネシア(Indonesia)

1. Act of The Republic of Indonesia Number 4, of 1979 concerning Child Welfare (23頁)

2. A Compilation of Legislative Regulations on the Provision of Guidance to Social Organizations in Relation to Foreign Social Organizations (The Department of Social Affairs R.I., The Directorate General of Social Assistance Guidance, The Directorate of Social Organizations Guidance 159頁)

3. KARANG TARUNA, A youth social organization (The Directorate for the Development of Karang Taruna 1987 小冊子 36頁)

4. Family Welfare Movement (PKK-Indonesian National, Family Welfare Movement 1988)

5. Child Welfare Services in Indonesia (1988年度資生堂アジア児童福祉交流研修参加者報告書 25頁)

●マレーシア(Malaysia)

1. Laws of Malaysia

1) Act 90, Juvenile Courts Act 1947(43頁)

2) Act 106, Women and Girls Protection Act 1973(28頁)

3) Act 232, Children and Young Persons Act 1947(22頁)

4) Act 253, Resitration of Adoptions Act 1952(14頁)

5) Act 257, Adoptions Act 1952(23頁)

6) Children and Young Persons(Employment)Act, 1966(15頁)

7) Children and Young Persons Ordinance, 1947, Children and Young Persons (Places of Safety) Rules, 1958(6頁)

2. Child Welfare Laws and Practices in Malaysia (1988年度資生堂アジア児童福祉交流研修参加者報告書 30頁)

財団法人
資生堂社会福祉事業財団

*SHISEIDO
SOCIAL WELFARE
FOUNDATION*